

31

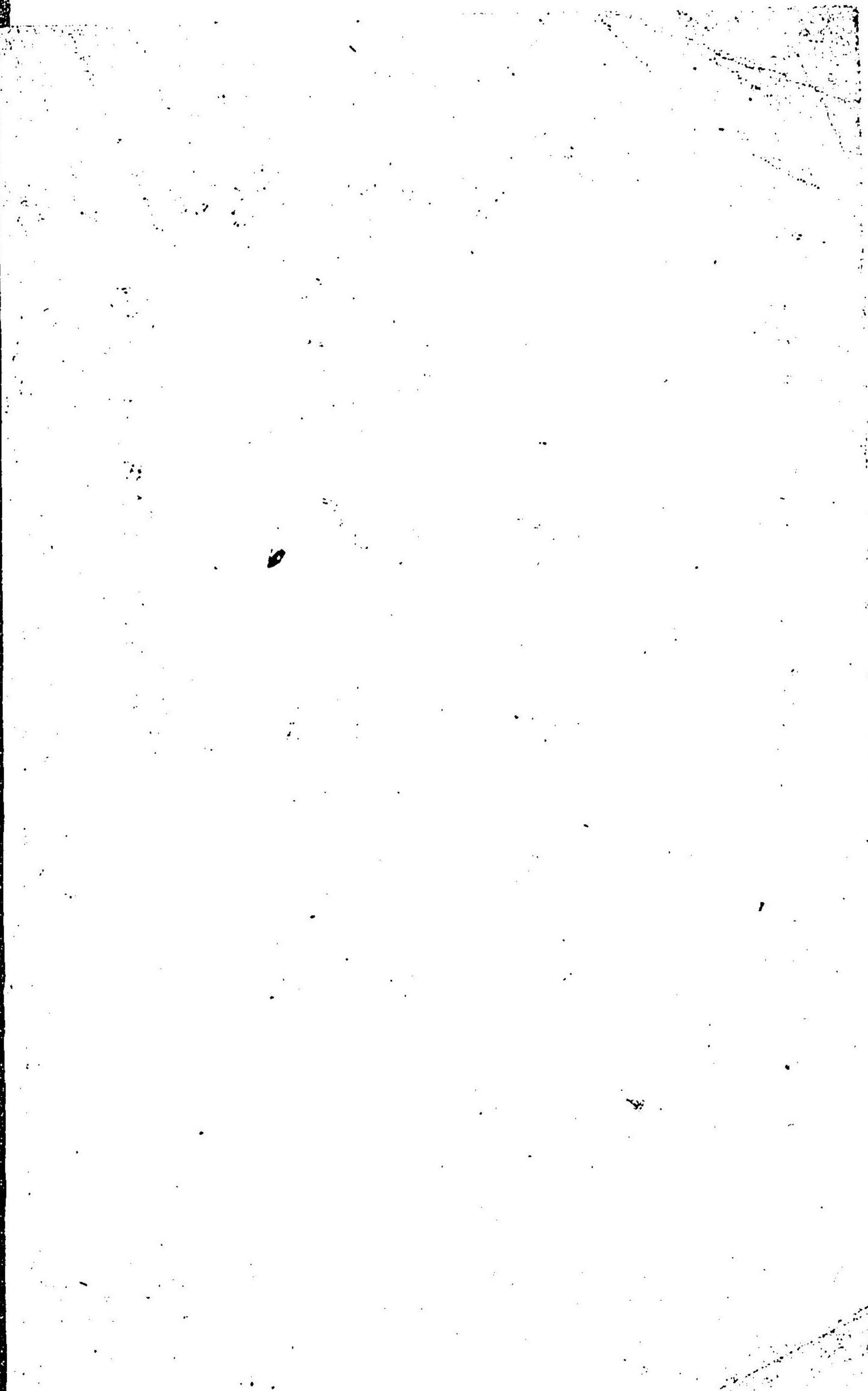
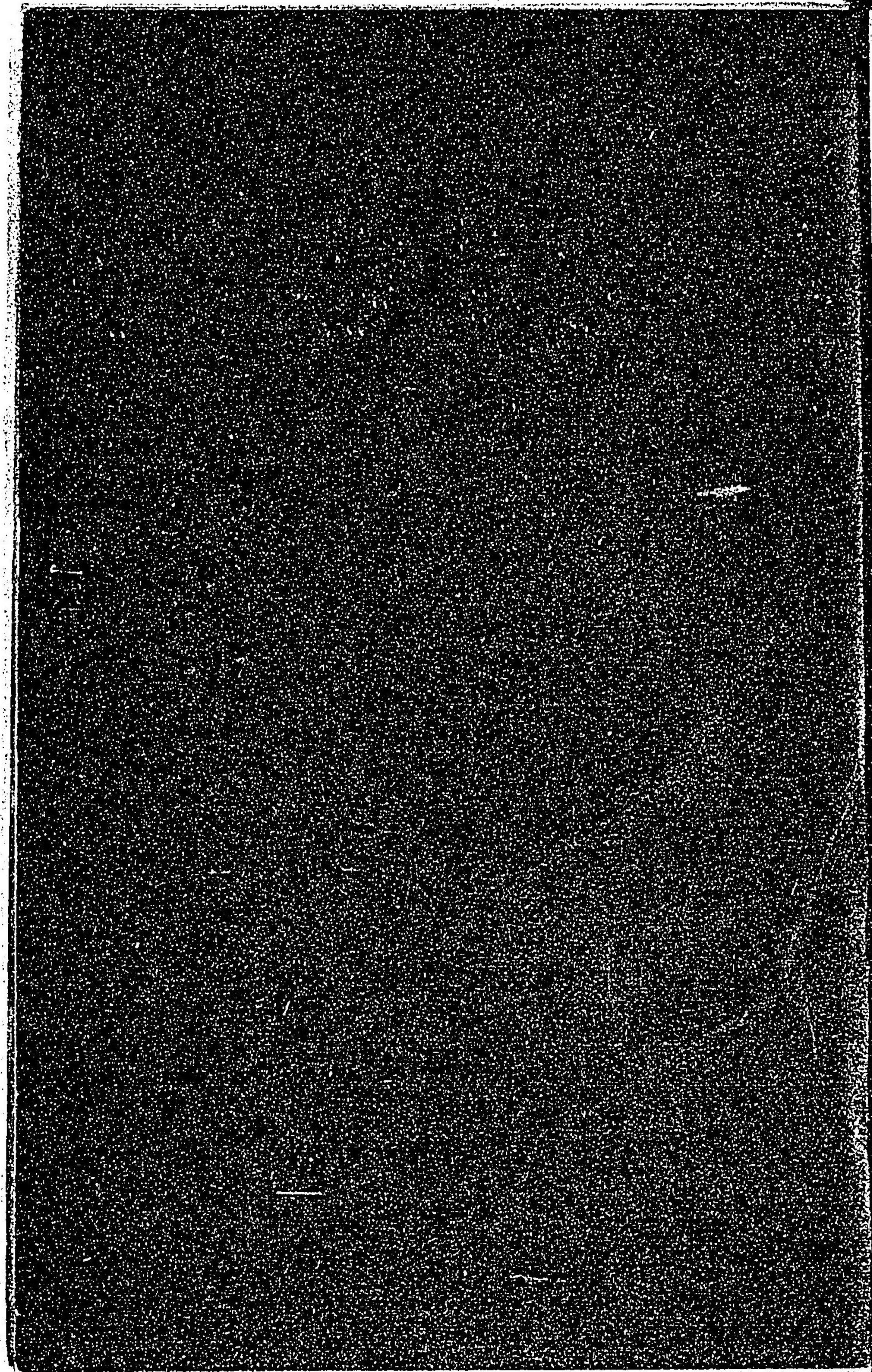
330

池田幸重著

吳案內記

田嶋商店發行





31-330

序

池田氏著「吳案内」の序を讀む余未だ其著に接せざるが故に著者の觀察眼と描寫の筆とが那邊まで成効せしやと能はざるを以て別に眞見を披いて卷首を汚すに至れり

異に開國以來始めの大戦に捷ち世界の一等國に伍し而も東洋の權を握れる日本帝國は更に其國民の經濟的事業的智識技術を進めて高力に於たる彼の文明列國を凌駕せざるべからざるの時運に向へり

今日の日本國民の覺悟如何にあるべきなり

由來一國民を或方面に導かんとするの良方法は勿論有効なる教育にあり然れどもこは學校時代の青年以下に對する方法にして實行時代の中年以上に對しては主として實地の模範的事業模範的組織を經營して能く之に親炙せしむるに在り模範都市模範町村模範組合等の一

明倫
40 5 14
内交

國を風靡するの快速なるは先覺者の注意すへき点なり
發達快速にして而も國家の經營中にて最も成効したる經驗を有する
吳港の如きは此より得らるゝ智識工夫蓋し鮮少にあらざるべし此の
近縣に住するものにして遠く遊ぶ能はざるの士は此港に來り或は娛
み或は觀察するの閑を惜む勿れ

明治四十年初春

旭溪居士

自序

今日の吳軍港は素、蕤州の片ほとりの漁村であつた。今より二十四
五年前までは戸數僅に二三千許の寂寞たる小部落で、彼の九州の咽
たる門司や、我帝都の門口たる横濱の昔と同じであつた。然るに一
朝海軍鎮守府が設けられてから旭の昇る勢で海岸一帯より山麓にか
けて全く面目を改めた夜半枕元に聞えるた淋しい漁村の波の音は今で
は耳も聞えるぬ程の雑踏の音となつた、今は日本帝國の雄たる軍港、
中國有數の大都會として中外に名を響かす様になつた
然るに未だ當市に就いての著述が一冊もないのは甚だ遺憾である、
唯數年前「吳の技折」と題した小冊子が現はれたが之も叙述の体裁は
郷土史で現今の吳軍港を書いたのではなかつた、而已ならず進歩の
著しい吳市の如きは最早數年前とは全く面影が變つて居る。
若し現今の吳を精細に描いたなら吳に遊ぶ者には案内者となり、此

處に來らぬ研究家は研究の材料を得、遠へ故郷を離れた海軍々人職工などは父兄知人に吳の狀況を知らするを得商業家は吳の廣告品として贈るを得、成べく多くの人に吳を知らしめる事は都市の繁榮にも關係する此等の理由で淺學寡聞の身を顧みず本書の編述に着手して見たのである。

明治四十年の春花笑ひ鳥歌ふの日

吳の僑居に於て 池田雪繁識

凡例

- 一 本書は自序で述べた如く吳市の唯一の案内記となす爲に編述したものである吳は元來軍港であるから軍港規則及び要塞規則に準據せねばならぬので地形や軍港に關することは省いたのである。
- 一 巻首に載せたる吳市街の圖は小字の名稱及び位置を示す爲めであるが特に諸官衙學校を始め社寺劇場等の位置も詳しく示してある。
- 一 本書を編述するに際しては實地に就いて調べたること多きも淺見非才の身往々杜撰の譏は免れまい只他日を期して更に改訂する考である。
- 一 本書編述するに就ては川岡清君の著に係る吳の技折を

参考したことが多い茲に記して感謝の意を表す。

明治四十年一月三十日

編者識

目次

一、	吳の地理	一頁
	地勢、吳の四館町村、氣候、 小字通俗名稱更改一覽表、	
二、	吳の沿革	六頁
	吳浦の昔、鎮守府設置、 陸下の御臨幸、開廠式、 吳市期成同盟會、上申書、	
三、	官衙公署	十三頁
四、	學校及私塾	十五頁
	學事の進歩、學齡兒童、 公立學校、學會と私塾、	
五、	社寺及教會所	二十頁

龜山神社、龍王社、銅宮、八咫鳥神社、
西教寺、明法寺、正圓寺、萬年寺、二河觀音、
説教所、教會所、教會堂、

六、吳及吳附近の名勝舊蹟……………二十四頁

二河瀑、吳八景、湯舟山、灰ヶ峯、
一ツ橋、麗女島、三石山、廣の大瀧、
音戸の瀬戸、吳鐵道線路附近、

七、吳の現況……………三十二頁

戸口數、交通、通信、軍港、海軍下士卒集會所、
街路其他、湯屋、吳の近き將來、

八、吳の風俗其他……………五十二頁

人情、風俗、吳の言語、宗教、
吳の正月、日曜日、祭禮、盆踊、

九、吳の實業界……………五十六頁

商店の景品、海軍下士卒家族共勵會、
重なる會社銀行及製造所、重なる醫院及醫師
重なる旅館及料理店、重なる回漕店其他

紀念碑、吳市創始以來戸數及ヒ人口統計表

一〇、吳の出版界……………六十七頁

二大新聞、吳公論、著述、

一一、軍人と職工……………六十九頁

吳の生命、海軍志願の手續、海軍服役年期
各兵種の職務、海軍々人の官階、軍人の俸給其他、
職工の種類、就職の手續、
職工の賃金等級、解備、
定例休日及就業時間、定期職工、

滿期賜金、

九十四頁

二、海軍工廠の面會及觀覽手續

觀覽の手續、面會、

觀覽者の心得、

九十六頁

三、吳の演藝界

娛樂、劇場と寄席、

千日前、第二千日前、

九十九頁


一四、吳の花柳界

都市の繁榮と品位、異常の發達、

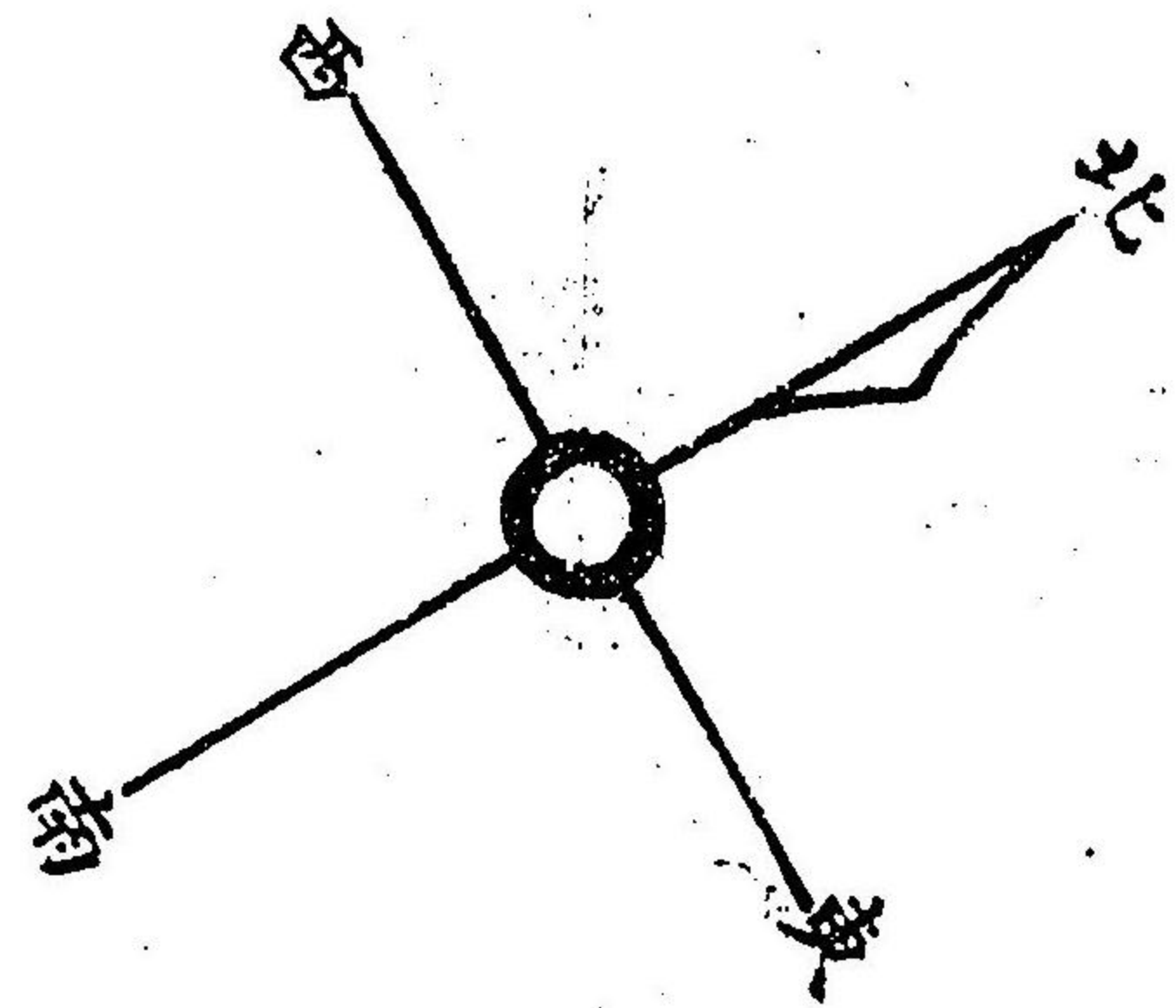
統計的觀察、樓名と圖、吳勞番、

附錄 軍艦類別等級一覽表

吳市街之略圖



新之助略圖



新宮

西ヶ迫
吉浦

西

川原石

東港町

長濱町

三津

安名井

三河

新の郷

國分

石栗

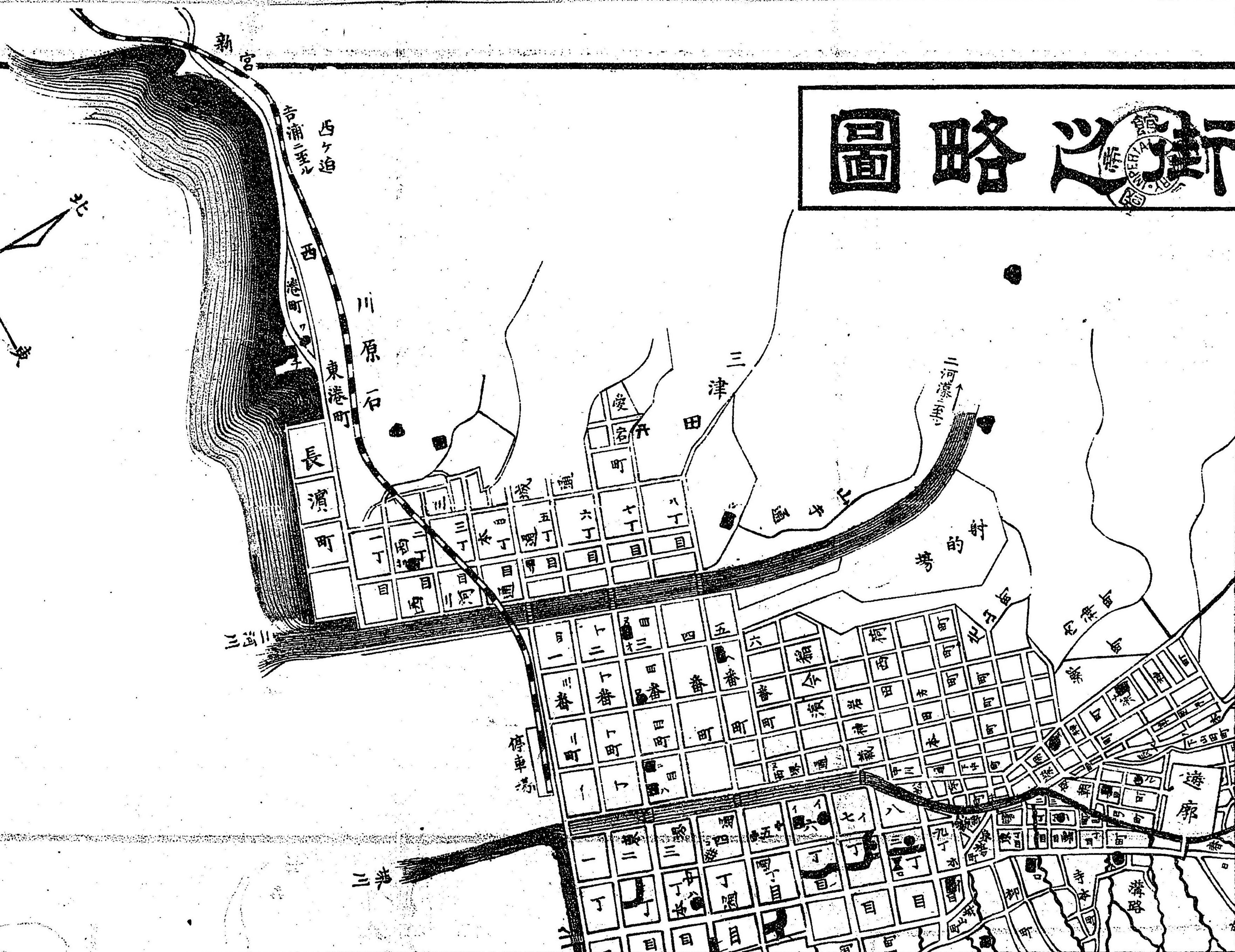
三河


停車場

三河


邊廓

溝路





												凡例
橋	街	河	鉄道	劇場及寄席	勸商場	名勝旧蹟	教會所	學校	官衙公署	里道	市街	



橋	教會所	名勝蹟	勸商場	劇場及寄席	鐵道	清流
梁						閣

吳案内記

池田雪繁著

吳の地理

吳は廣島の東南に方うて陸路十二哩ばかりある、東は加茂郡阿賀町に連り、西は安藝郡吉浦村に隣り、又南方の前面は江田島や瀬戸島を以て蔽はれ、北方の前面は灰ヶ峯などの高山が巍峨として聳へて、自然の要害堅固な良港である。

吳の全市は和庄町、莊山田村、二川町、宮原村の四箇町村より成つておる、和庄町は元、和庄村の地域で全く新設の市街であるから本市中では樞要な地とも云ふべく四通八達の町で左右の兩側には、柳や櫻を植わて風景を添へ人道馬車道を異にしておる。莊山田村は北方の山麓より起り南は二川町に接し和庄町とは只堺川を以て相堺し

吳の地理

吳の地理

ておる。
 二川町は川原石と兩城との二區域である殊に川原石は港面に接して
 おるから中國其他各港に通航する汽船を始め各地方より貨物を輸送
 する和船等も必ず碇泊するから吳市の普通港として甚だ盛んである
 宮原村は和庄町の南に接した所である、大部分は海軍省の所轄であ
 るから山を鑿り海を埋めて、海軍の諸官衙が設置せられてある、故
 に在來の民家は他の地方へ移住した者が多い。
 氣候は東北に山を負ひ、西南は海に面しておるから大概、中和であ
 る、従つて風雨少く亦雪の降ることも珍らしいのである。廣島市に
 比べて大した差なく只冬季は幾分か暖かである。
 吳の平均温度を示せば

二月 自五〇、五 八月 自九七、五

吳市小字通俗名稱更改一覽表

和庄町	龜山町	本通	中通	東堺通	元町	寺西町	清水通	清水上通	八幡通	八幡上通	莊山田村
和庄通	龜山町	至九丁目	全	全							
至三丁目											
和庄通	登り町	城山町	東本通	泉場町	新泉場町	東雲町	曙町	春日町	柳町		
至三丁目			至四丁目			至四丁目	至三丁目				
上古江	下古江	寺本町	溝路	長追	鹿田通	東鹿田	吾妻町	畑			
							至二丁目				

奥の地理

一番町 至一丁目
 二番町 全
 三番町 全
 四番町 全
 五番町 全
 六番町 全
 古川町
 稻荷町
 今西町
 濱田町
 岩方町
 神田町
 藏本町

中川通
 松本町
 明神町
 荒神町
 榮町
 草里町
 畝原町
 胡ノ木町
 長ノ木町
 弓町
 朝日町
 大年町
 西原町

成町
 市地町
 西山田
 上山田町
 中山田町
 下山田町
 惣付
 辰川通
 郷内町
 片山町
 山手通
 三津田

下中町

西塚通

莊山田、二川町ノ内

西二河通 至一丁目

三城通 全

二川町

兩城

長濱町

東港町

宮原村

休原

丸子

上室瀬

奥の地理

伏原町

愛宕町

西本通 至一丁目

新宮

西港町

川原名

西ヶ追

中神原

下神原

北小原

北清田

坪内清田

坪内畝

五

中室瀬
下室瀬
上神原

南小原
殿垣内
上清田

坪内赤羽根
次右衛門原

二、吳の沿革

古來吳浦と稱せしは宮原村、和庄町、莊山田村のみであつたが、海軍鎮守府を設置せられてから吉浦村の一部、川原石、両城をも加へて吳港と稱するのである。

元、宮原村の海岸(今の海軍所轄地)に吳町と稱する一部落があつて農工や商漁の雜生業地であつたが今は全く其跡形もないのである。元鎮守府を定められたのは明治十九年の五月であつたが是より先き同十六年の春、始めて肝付海軍小佐が來吳せられて近海の測量をなし同十七年の夏、有栖川威仁親王殿下を始め、樺山海軍大輔河村海

軍卿、仁禮海軍少將外數氏又來吳せられて海軍用地買上げとなり次で翌十八年眞木海軍小輔、坪井、柴山、等の諸氏來吳の上又用地買上げとなり同年八月には、天皇陛下西海より御還幸の途次に當港へ御纜を泊め玉ふて用地の趣を御覽察あらせられ次いで樺山海軍大輔來港の上、漸く同十九年五月四日勅命を以て第二海軍鎮守府の位置を定め玉はれたのである。後に至つて吳鎮守府と改稱せられたかく宮原村に愈鎮守府を置かるゝに方つては其土地二十萬坪を買上げられたので其の地の民家が用地外に移住するもの殆ど千餘戸に及び其中でも川原石方面に移轉するものが多くあつた、元來川原石は僅三十餘戸の漁農を營む者のみであつたが其より今の如く繁榮を極むるに至つのである。

斯く鎮守府の位置が定まつてから同年十一月には開鑿の業が始まり翌二十年より建築、土木の工事に着手し二十二年に至り粗竣工を告

げて翌二十三年四月二十一日畏くも

天皇陛下御臨幸あらせられ、有栖川宮、小松宮、両殿下を始め西郷海軍大臣、土方宮内大臣、徳大寺内大臣、及び野津陸軍中將、大沼陸軍少將、屏鏡守府司令長官中平田海軍中將、司令官山崎海軍大佐其他には縣知事を始め吳四箇町村長等に至るまで皆鎮守府の廣庭なる式場に臨まれて開廠の式を擧げられたのである、其より遂に今日の如く雄大なる吳港を見るに至つたのである。

以來、吳四箇町村の有志は大に見る處あつて明治三十五年、吳時期成同盟會と云ふものを組織し會長には澤原俊雄氏副會長には豊田實彌氏を擧げし又評議員三十名を撰任して其の旨趣を發表し縣知事に上申書を呈していよく同年十月に至つて遂に市制の實地を見るに至つたのである。

ば其全文を左に擧ぐることにした。

上申書

安藝郡和庄町莊山田村及吉浦村の内兩城川原石二字の地は西南吳の良港を扼し他の三面山嶺に據り安藝郡の諸村及賀茂郡の阿賀町と界し地勢自ら一區域をなす古來吳の總稱を有し農桑漁火の一郷なりしが明治十九年吳軍港設置せられ造兵廠なり造船廠なり諸般の設備宏大を極め帝國海軍の一大根據地となりたる以來各地の商工者競ふて此の地に來集し商業日に盛に戸口に加はり現今戸數壹萬餘、人口五萬餘一望の間人家櫛比して自ら一大都會の形を爲し四箇町村の境界を判別する能はざるに至れり而して住民中過半は新來の商工者にして風俗慣習千種萬様混化して一の吳地方の風俗をなし彼此の別あることなく唯帝國海軍の一大根據地たる吳軍港を目的として其生業を營めり是に於て

四箇町村人民の利便とする所は何れも同一にして町村の施設に就ても教育土木衛生警備等の事業統一を要するもの少しとせず吳軍港設置の當時發表せられたる吳市街道路及悪水路の設計の如き蓋し今日を慮りたるものゝ如し然るに町村制施行の當時此地の繁榮未だ市制を施行するに適せず四箇町村に區劃せられたるがため行政上統一の方針を欠き其の箇々別々の施設は資力微弱にして常に帝國海軍の大根據地たり一大都會たる此地方住民の便益と全ふする能はず且鎮守府軍事上の關係に於ても此地の行政四箇町村に區別せらるゝは不便少からずと聞く有志輩の常に遺憾とする所なり加之町村の名稱は最早此の地の繁榮なる事實に適合せず商業の取引上に於ても損する所なしとせず是を以て商人の他地方に向つて其の住所を表示する場合は多く吳港の名を以てし和庄町莊山田村等町村名を稱する者なし是事業上既

に四箇町村の名稱は廢止せられ一の吳の都會を成したるものなり目下政府に於ては當地に製綱所設置の計劃ありて既に貴衆兩院を通過せり其愈實行せらるゝの虞は此の地の形況更に一新するものあらん物前に慮らざれば後に墮く所あり今日に於て此地方統一の計を爲し制度上の名稱區劃をして事實上と同一ならしむるは軍事上に於ても行政上に於ても殊に地方人民の便益上に於ても最必要の事たり是に於て四箇町村の地を一國となし以て市制を施行せられんことを期す今四箇町村經濟の狀況を察するに目下歳入歳出の總額金四萬三千七百餘圓の内役場費壹萬五千三百餘圓會議費五百圓郡費の負擔壹千圓公債費壹千三百餘圓にして諸般の事業費は僅に二萬一千圓（此の二萬一千圓中基本財産積立金豫備費等を包含するも此等の費用は市制施行後に於ても猶之を要すべきに依り仮に事業費中へ入算しく區別を設けず

二萬一千圓の經費は帝國海軍の大根據地たり一大都會たる此吳地方の教育土木衛生警備の事業を完成するに於て充分なりとせず然るに今市制を施行せば郡費の負擔壹千圓と郡役所費の爲め此の地に賦課せらるゝ縣稅二千圓は當然其の課稅を免れ且役場費を以て市役所及市參事會費に充つるも二千五百圓より少からざる餘裕を生ずべきに依り合計五千五百圓の金額は吳市民今日の負擔を増加することなくして之を事業費に支出するを得べし加之此地從來の課稅は其の地の繁盛縣下各町村中の上位にあり人民の負擔力亦豊富なるに反し甚だ低少にして三十四年度に於ける地價割所得稅割國稅營業割等何れも制限内に在り而して縣稅の營業割は本稅二分ノ一戸別割は本稅の二倍半に満たず故に若し三十四年度より一層課率の低廉なりし三十三年度の縣下各町村の平均課率に依り課稅するものとせば戸別割のみにても

實に二萬七千圓の歳入を増加し得べく若し尾道廣島の課率に準じ課稅せば更に多くの歳入増加を得べし之れに依り之を考ふるに當地に市制を施行し將來事業費の増加することあるも市の經濟上に更に困難するなく而して一大都市たる此の吳地方の體面を保ち帝國海軍の根據地たる此地方人民の利益を全ふるに足るべき施設を爲し得べきことを信ず惟ふに以上陳述する所は閣下夙に之を諒する所ならん願くは此地方人民利益の爲め速に市制施行相成候様其筋へ具申相成度別紙諸種の調査材料を添付し茲に意見上申候也

吳市期成同盟會々長

明治三十五年二月一日

澤原俊雄

三、官衙公署

吳鎮守府

官衙公署

吳海軍工廠

吳海軍兵團

吳水雷團

吳海軍經理部

吳海軍港務部及豫備艦部

吳海軍病院

吳軍法會議所

吳海軍監獄

吳市役所

吳憲兵分隊

吳警察署

吳郵便電信局

吳和庄町郵便局

中道六丁目

本通七丁目

三番町二丁目

全

本通九丁目

吳朝日町郵便局

吳二川町郵便局

吳神原郵便局

吳稅務署

尾道鹽務局吳出張所

吳區裁判所

其他巡查派出所等は到る處に在り

朝日町

二川町字長濱町

宮原村神原

二河通五丁目

二河通五丁目

西界通

四、學校及私塾

吳市の益々繁盛に赴くに從ふて學事も日に月に進歩發達するのである。今昨三十九年度に於ける就學兒童數は、尋常科男二千九百七十五人、全女二千四百四十一人計五千四百十六人で尋常小學校の教科を卒へたるもの男二千四人、女二千三百四人、計四千三百八人

にして合計男四千九百七十九人、女四千七百四十五人計九千七百二十四人の多數に達して此の外疾病、貧困、其他の事情で猶豫若くは免除された者男女計七十三人で之を前者に合算すれば總計九千七百九十七人となる、又其の就學歩合は學齡兒童百人に付男は九九、三〇女は九九二一計九九、二六である、就學兒童中尋常小學校の教科を終へて、進んで高等小學校へ入學する者の多いのは無論であるが亦廢學して實務に就く者もある。されば就學總數九千七百二十四人中幾分の廢學者があるとしても先づ九千數百人は現に在學の者である。此等の兒童は其通學上の利便と、男女の區別とに依つて、九個の尋常小學校と、二個の高等小學校とに收容せられておる。

其の各學校の學級組織はすべて多級制を採用し學科目は正科目の外に唱歌は各校に増置し裁縫は一尋常小學校を除くの外は盡く設置してある、又高等小學校には圖書を増置し其の三年生以上には手工科の設がある。而して教員數は正教員の尋常に屬するもの男三十一名、女十五名、計四十六名、又高等に屬するもの男十三名、女七名、計二十名で合計六十六名である。准教員は尋常に男四名、女一名、高等に男三名、合計八名である、此の他代用教員五名あつて總計七十九名である。

今公私立の學校及び私塾に類するものを擧ぐれば

- 本通尋常小學校 (第一) 本通九丁目
- 東本通尋常小學校 (第二) 東本通二丁目
- 吾妻町尋常小學校 (第三) 吾妻町一丁目
- 八幡通尋常小學校 (第四) 八幡上通
- 荒神町尋常小學校 (第五) 莊山田字荒神町
- 五番町尋常小學校 (第八) 五番町三丁目

學校及私塾

神原尋常小學校 (第六) 宮原村神原
 湊町尋常小學校 (第七) 二川町字西湊町
 岩方町尋常小學校 目下設立中 莊山田字岩方町
 第一高等小學校 二川町
 第二高等小學校 三番町四丁目
 工業補習學校 全
 淡水學校 和庄町清水上通
 在吳の高等文武官の子弟を入學せしむ
 東堺通一丁目
 私立甲辰女學校
 校長柴田開氏
 吳私立英語學校 中通九丁目
 校長中尾松之助氏 莊山田古川町
 私立裁縫刺繡教授所

所長岡田てる子

私立吳進學會

河原町

主管上野加次太氏

吳學友會

本通六丁目

主管伊藤萬清氏

中等獎學館

中通七丁目

館主宮川福太郎氏

吳中學會

西堺川岸

主管長井龜太郎氏

藤本塾

中通七丁目

塾主藤本精成氏

其他目下設計中のもの吳市立中學校、吳市立女學校、職工學校等で
尙私立に係るもの二三ある

學校及私塾

五、社寺及教會所

△龜山神社

和庄町字八幡上通にあつて吳の總鎮守社である。

元は今司令長官舎のある所にあつたが軍港を置かるゝと俱に今の處に移されたのである。仲哀天皇、神功皇后、應神天皇の三皇を祭つたもので毎年陰曆の八月十五日に神事を執行せらるゝ、昔平清盛が隠戸の瀬戸を掘り切るに當つて、當社へ祈願を懸けて、遂に其事が成就したとのことである。

明治二十七八年戰役の後、境内に、軍艦赤城戰死者之碑、軍艦廣丙遭難哀悼之碑、軍艦天龍遭難死者紀念碑等がある、又軍艦鎮遠回航委員の寄附に係はる花崗石の紀念碑があつて其の文は左の如し。

西征原因 破約天津 事起朝鮮 兵開發端
明治功勳 每戰捷頌 二十八年 重二初春

伐濬濬軍 陷虎海門 最大艦奪 鎮遠鐵船

擷取凱旋 列艦籍編 廻航遠還 入吳港濱

有馬委員 週歡迎民 有賜標焉 巨砲彈丸

市内民人 稟以欽安 龜山廟前 衆紀念眞

海外器珍 日本中存 石柱徹坤 彈丸安乾

萬年慶言 鐫一銘文

明治二十八年歲次乙未十一月

△龍王社

莊山村字龍ノ口にあつて祭神は閻籠神を主とし

神体は青石であつたが、いつの頃よりか廢社となつて、石のみありしを人々呼んで龍王石と云ひしが享保四年改めて社殿を造つて今の地に移したのである。

△鯛の宮

莊山村字三津田にある、主な祭神は事代主命で

漁人、鯛を獻じて海の幸を祈りしより、かくは稱たものならん。

△八咫鳥神社 宮原村の高鳥山に在つて毎年三月五日、九月五日に祭禮がある。

△西教寺 莊山田宇畝原町に在つて本願寺派に屬し本尊阿彌陀佛は一尺五寸で聖徳太子の作と云ひ傳へてある、開基は僧法西である。

△明法寺 和庄町宇城山町にある、昔は吳浦城主の祈願所であつたが其後廢寺となり文祿四年僧西念と云ふもの本派本願寺に出願して開基となつたのである。

△正圓寺 宮原村宇上神原に在つて開基は僧教西である。

△萬年寺 和庄町宇清水上通なる湯舟山の麓にある、眞言宗で山城宇治の醍醐三寶院を本山とし、本尊は不動尊である境内は狭けれども眺望に適し市外及び港内を眼下に見下すことができる。又堂の傍には觀音堂及び稻荷神社がある。

△二河觀音 二河川の奥なる二河の瀑の上になつて、本尊は十一面觀音菩薩である。堂は巨巖怪石の間に在つて風景掬すべく四時茲に遊ぶ者が絶るぬ、又此の觀音に相對する向ふの絶壁には弘法大師の石像が安置せられてある。以上は古來より在るものであるが近年に至つて新設せられたものは

△正覺寺 (淨土宗) 寺本町

△仙徳寺 説教所 中通三丁目

△森谷山説教所 (眞宗) 三城通六丁目

△金比羅神社 二河町一丁目

△禪宗神應院 清水上通

△眞宗本願寺派説教所 曙町一丁目

△吳弘道館 基督教 中通五丁目

△日本基督教會 同所

- △ 聖公會 倉本町
- △ 天主教會 二川町兩城
- △ 吳美以教會 中通五丁目
- △ 軍人傳道義會 八幡上通
- △ 金光教吳教會所 中通五丁目
- △ 神道天理和庄布教所 八幡上通
- △ 日本神道大學會教會所 全
- △ 眞宗大谷派本願寺說教所 五番町四丁目

六、吳及吳附近の名勝舊蹟

△ 二河瀑

二河川の上流で海岸より二十町ばかり派れば雌雄の二瀑がある、雌瀑は直下二百四十尺餘で、雄瀑は百八十尺ばかりである稍斜に落ちるけれど水多くて水聲百雷の如く、傍には觀音堂があつて茲に登る者は昇仙巖と云ふ二個の石洞をくぐる、此の上には亦大盤石及び石怪巖があつて此の間に多くの老松は立互參差して、蒼綠滴るが如く神氣自ら爽然としておる。又瀑底より仰ぎ見るも、なか／＼の絶景である。雌瀑の南に方つて絶壁二百尺もある飛石と云ふものがある、此の中間に石佛を安置せるところなども實に奇である、亦堂の東には石庫と云ふ石窟もある。凡て此邊は怪石奇樹が多く瀑水と相映じて眺も飽かぬ景色である。瀑より下一丁餘の所に雙龍臺と云ふ茶亭があつて、四時茲に遊ぶ者が多い、或人の歌に

から衣きて見る里のくれはとり

吳及吳附近名勝舊蹟

綾に織りたる玉の白絲

△吳八景

龜山の秋月

みしめひく神の御前に額づけば袖に冷しき秋の月かな。

灰ヶ峯の暮雪

眞白ふ積んだ景色はかき灰も峯とや人も夕暮の雪。

八咫鳥の夕照

まばゆくも照す夕日の映ひは鏡の名にし八咫鳥かな。

二河の白瀑

流れちる景色は岩を打綿に二河の瀑の水の白玉。

西教寺の晚鐘

寂滅とひびきて耳に入相は西を教ゆる寺の鐘の音。

新宮の歸帆

酒ならぬ眞帆引かけて新宮に一ぱい風で歸る漁船。

二河の長橋

西東行きかふ人も顔向けて眺も飽かぬ二河橋かな。

湯船山く冷泉

檜垣谷の奥より斷はず湧く御湯は盡せぬ御代の印なりけり。

△湯船山

和庄町字清水上通なる檜垣谷の奥である庭園の樹木はよく生ひ茂つて雅趣に富み丘に上れば翠綠滴るばかりの老松古杉は枝を交へて、遊人の目を娛ましむるのである。且冷泉坊及び料理店、茶店などもあつて、夏季は避暑の浴客、陸續として絶るぬのである。又三春の候には老若男女が打連れて樹蔭に團樂し行厨を開くを例としておる。此の冷泉には左の含有物成分がある。

コロールアルカリ、コロールマグネシウム、コロール石灰

硫酸、石灰、炭酸アルカリ、等

△灰ヶ峯

吳の東北に聳れてゐる縣内でも有数の高山である、遠き處より望めば恰も馬耳の如く、頭部には樹木なく半服より下は松などが疎生してゐる。春秋の候には茲に登る者が多い、山頂より遠く山を放つて見ると西は下關海峡より南は伊豫あたりの連山を遠く雲煙の間に認むることができさる。

△一ツ橋

莊山田村の奥、即ち二河瀑より下ること五六町の處である、両方の高い山壁は道路を狭んで相對しておつて、多くの巨巖苔石の上には榎林たる青松が生ひ茂つてゐる。其下には小祠及び石佛があつて毎年陰曆の六月二十一日を祭日と定めて土地の者が多く參詣する、亦茲には莊山田村上下堰礮がある。

△麗女島

川原石の西端の沖にある島で、大麗女、小麗女と云ふ二つの島から成つてゐる。小麗女島は全く怪岩奇石のみで翠松は其の上には茂つて、風光大に愛すべきである、又、其の傍に一大暗礁がある鯛岩又は鯨石とも云ふ。

△三石山

全じく川原石西端にあつて眺望に適し其傍に阿岐の江池と云ふ極めて清らかな池がある其地の者紫式部の古事を傳へてゐるが如何にや。

△廣の瀧

一名二級の瀧とも云へど俗に廣の大瀧と云ふ、吳より東北に方つて、凡そ二里半餘、廣島水力電氣會社の發電所の在る處である、吳より行くには和庄町字鹿田通より阿賀町を経て行くのである。瀧は西

條川の下流で壁面の中間には巖石が突出しておつて、高く落下する水は此の石に觸れ激して二層をなすのである。飛泉奔瀨、巖峽を劈いて其の音、百雷の一時に落つるが如く、又餘沫は霏散して空に瀝り、下ること驟雨の如く衣布も盡く濕ふのである。上段は高さ八尺下段は高さ二百五十尺で幅は各百尺餘り實に近郷の一大壯觀である。

又傍に白糸の瀧と云ふものがある、俗に小瀧とも云ふ高さ百七十餘尺幅は六尺餘りで前者に比ぶれば小なれども瀑水直下して、是又頗る奇觀である。

今は大瀧の左方の丘に花樹を植る小亭を構へてあるから春色駘蕩の候には遊人絶えず又遠き處よりも行厨を携へて賞觀に出かけるものが衆いのである。

△音戸の瀧戸

吳より海上二哩ばかりあつて、安藝郡の警固屋町と瀬戸島との間である、幅は僅五十間ばかりの海峡で昔平清盛の開鑿した處である。此へん一帶に風景よく名勝に富み眺望も亦頗る佳絶である、故に名士文人の詩歌紀文などが多い。

茲には俗に清盛の墓と稱するものがあるが之れは大なる誤りで、清盛の墓は神戸市の經ヶ島にあるから茲の石塔は經塔であることは疑ひはなかるまい、昔此處を御塔の追戸と云ひしより轉じて今音戸の瀧戸と云ふのであらふ。源貞世の歌に

ふな玉のぬさも取りあへずおち瀧の、
早きしほせを過ぎにけるかな

△吳鐵道線路附近

吳鐵道線路の起点たる海田市驛を出で、矢野驛に來ると、此の附近に青海の瀧がある、一名深山の瀧とも云ふ。風光幽絶で眞に遊ぶべ

き所である。此の驛より東行すれば坂驛で茲は廣島と吳との中央である。更に東行すれば左は連山に接し右は廣島灣の風光を眺め安藝の小富士とも云ふ似の島や江田島などの諸島を隔て、烟波の中遙に嚴島をも望見することができる。

此邊すべて海上は波穩に船艦を蹴り、白帆は風を孕んで風景の佳絶なること筆舌の及ぶ所ではない、殊に吉浦墜道を出で、眺むれば吳港全部の光景を一目に見渡すべく軍港の設備宏大なること、碇泊艦船の雄壯なることなどは只旅客の耳目を新にするのみならず實に一見して直に海軍思想を奮起するのである。

七、吳の現況

一、吳の戸口數

吳は元、僻廠の土地であつて、今より二十年餘前までは戸數も僅に

三千ばかりの小部落であつたが、後明治十八年に至つて戸數三千六百三十三戸、人口一萬七千八百八十五人であつた、以來本市の戸口が著しき速力を以て増加しつゝあるは外に其の類例を見ざるどころである元、和庄町外三箇町村が安藝郡より分離して同一市制の下に統一されたのは、去る三十五年のことであつた當時の戸口は、十月一日の調査に於て戸數一萬三千八百〇九戸、人口六萬二千八百二十五人であつた、翌三十六年に於ては戸數一萬四千二百八十七戸、人口六萬二千七百七十二人で、年々に比し二千七百七十二人を増加し三十七年には戸數一萬五千九百九十戸、人口七萬千八百四十一人で、前年より九千十六人を増し三十八年には戸數一萬七千七百七十戸、人口八萬〇二十一人で増加することは八千八百八十人である。而して昨三十九年に於ては、

戸數 一万九千四百七十三戸

吳の現況

口數九萬九百三十九人

即ち前年より一萬九百十八人を増加したのである。以上は只戸籍上の調査であるが未だ戸籍上の手續きを了せざる者が多いので實地調査の際には十萬を超過すること無論であるさて又た右の調査戸口數を市制實施の當時に比ぶれば戸數に於て、五千六百六十四戸、人口に於て三萬六千五百六十五人を増加したのである、かく市制實施後數年ならずして優に人口十萬以上の大都會となつたのは實に異數とするところである。尙目下日毎に新築せらるべき家屋と、増加する人口とは、又數年ならずして優に十五六萬以上の大都市となるべきこと、決して疑ひはない。

二、交通

吳港内は風景に富み對岸の山は背面の山と相迫つて恰も一大湖水の如く其の波動も靜で常に水面は膏の如く平和である、故に大艦巨船を始め帆船に至るまで碇泊するに適しておる、かゝる良港であるから定期汽船では大阪下關間を航通するもの常に寄港する、其他、廣島より江田島及び吳を経て伊豫三ヶ濱に往復するもの、松江島より江田島、吳、竹原、木江、などの諸港を経て伊豫波止濱に往復するものも寄港して何れも汽船に連絡しておる、其他廣島との往復は晝夜絶間なく殊に陸上には吳鐵道があつて、汽笛の一響と俱に直に廣島に到るべく其の汽車の發着する毎に、吳驛に上下する人は、さながら織るが如く非常に雑踏を極めるのである。汽船の碇泊所は川原石で吳驛は一番町である汽船より川原石に上陸した者は電信柱に沿ひ東に向つて五六町も進むと二河橋がある。之を渡ると三番町で吳驛より來る者が出會ふのである。それより堺橋を渡つて、本通三丁目、即ち四ツ道路に至る、之より右に折れて行けば目鏡橋があつて茲が市中と海軍所轄地との堺である、又左に折れて進めば本通九丁目

より東本通及び鹿田通を経て賀茂郡の阿賀町に至るのである。

三、通信

郵便や電報は無給として昨年設けられた電話は旅館、料理店を始め一般に加入するもの多く非常に便利である又、吳驛に設備せられた自働電話は一般の者が自由に使用せらるゝので至極便利なるものである、然し此の電話は即金拂で普通のものとは違つてゐるから其の使用心得の大要を示せば

先づ之に依つて通話せんとするものは、交換局を呼び出して何番（吳又は廣島の何番）といつて其まゝ受話器を耳に當てゝ居ると、交換手より「料金を御入れなさい」と通づる、そこで始めて料金を、五錢は五錢の口、十錢は十錢の口へ投入する、之も必ず受話器を上げたまゝで投入するのである、此の時若し受話器を懸金にてかけおいて投入するときは無効となつて、其人の損失となる。即ち交換

手の通知を待たぬ料金の投入と、受話器をかけておいての投入と、尙又、過つて餘分に投入した金額とは全く投入者の損失となるのである。されば始めての使用者は掲示の注意書を得た上で通話をするが宜しく、特に備付の器械を手荒く扱ふて、破損した場合には相當の賠償をせねばならぬのである。是も注意を要する。さて又、去月中に當郵便局に於て取扱ふた件數普通郵便物の引受九十五萬五千六十八個、同配達五十四萬二千三十個、特別郵便物の引受四千九百七十個、同配達六千七百四十個、小包郵便の引受三千二百二十三個、同配達八千七百二十六個、郵便爲替振出しは三千八百七十八口、此の金額、四萬三千二百二十三圓八十九錢七厘、同拂渡三千百九十口、此の金額四萬三千五百四十三圓二十六錢五厘、郵便貯金の預入千百十二口、此の金額四萬三千三百七圓五十一錢七厘、同拂戻千五百三十四口、此の金額五萬七百三十六圓二十錢二厘である、次ぎに電報の發

信数は五千九百六十五通、同じく着数八千九百九十八通で同じく中継三千五百四十四通である、又電話の交換数は市内四萬四千八百九十四回である、以上は只一ヶ月間の統計を示したのみである之を一年中の統計としたら尙驚くべきの大多數に達するのであらふ以て呉市が如何に活動しつゝあるかを察することが出来る。

四、軍港

海軍の諸官衙は宮原村方面の海岸に設置せられて其の宏壯なる建物は幾棟となく多くあつて且無数の煙突や起重機などは高く天に聳へておる、又巨大なる軍艦は海に浮び、陸には造兵、造船の機關、運轉の音が恰雷霆の如くに日夜断るぬのである、又其の黒煙は、濛々として天に漲つて晴天も常に曇天の如く夜も亦大火の天を焦すが如くで實に驚くばかりである。

五、海軍下士卒集會所

本通一丁目の日鏡橋を渡ると下士卒集會所がある、構内は左まで廣からつとも本館、事務所、凱旋館、櫻松館、食堂、浴場、倉庫、其他附屬の建物がある、所の後方なる高丘には翁鬱たる松の森があつて其裡に宏壯なる建物があるのは長官舎である、又所の右側を流るゝのは宮下川である、境は市街に接近しておるが少しも喧囂ならず、空氣は常に清くして風光も亦賞すべきである。而して本館内には應接室、下士卒集會室、下士卒娛樂室、卒娛樂室及び普通の娛樂室、音樂室、などがある。娛樂室には室内娛樂の具たる、碁、將棋等を備付け音樂室には大小二臺の風琴及び大聲蓄音器などがある。元來海軍々人の海上生活の困難は到底、陸上に安棲しておる人の想像以外のことがある、故に海員の上陸に際しては其積日の苦惱、と困難を慰解するの道を求むるは自然の勢である、依て此の機關に任ずるの目的で海軍下士卒集會所が設備せられたのである、故に集

會所の目的とするところは、海軍下士卒に高潔なる娛樂と、慰和とを與へるのであるが此の外間接の利益としては兵員が花紅柳緑の巻に痴情を盡し以て軍人界の風儀を亂し或は只利のみを貪る酒肆旅店に投じて空費濫財する弊風を救ふが如きことである依て茲に集會所設備の一斑を紹介して各下士卒諸子が如何に愉快なる生活を此の所内に營むかを知らさん。

△集會所の組織 元來此の集會所は官設の性質を帯びて其の經費の如きも海軍省豫算中に包含されてゐたが議會開設の際、其の經費の支出上種々の異議ありし爲め遂に私設となつたものである、其會員は當鎮守府在籍の現役海軍下士卒を網羅してゐる、所長は海軍佐官一名を推し、上に總理を兼ぎ總理は鎮守府司令長官、所長には海兵團百を推すが例である、此の外幹事長、幹事、評議員、(以上は海軍高等官)事務長などを置いて諸般の事務を評決、整理するも

のである。

△經費 經費は主に會員の醵金に依るのである、即ち所屬の現役下士卒は毎月未受くるところの俸給又は給料の日額の三分の一を醵出するものである、故に吳所屬の各軍艦は何れの方面にあつても、幹事の資格ある乗組の主計長、若くは之に準すべき人より月々之を徴収して同所へ送致する其他の陸上勤務の鎮守府、經理部、港務部、海圖、水雷團、病院、工廠等に於ける醵金も同一の方法に依るのである。

今去月中の収支清算を聞くに、其取扱總金額は三萬六千九百三十六圓九十一錢、前月來の繰越高は三萬五千六百一十一圓八十九錢である、尙同月中の収支計算の内譯は左の如し。

一金一千三百二十四圓八十二錢受入高
内

吳の現況

四十二

金四百六十八圓七十錢

下士卒酬金

金百三十五圓九十七錢

寢臺使用料

金十圓

雜收

金百圓

奇贈金

金六百七圓六十錢

預金利息

金二圓五十錢

貸出金利息

金九千九百八十二圓九十二錢六厘

支拂高

金八千八百二圓八十二錢五厘

改築費支拂

金四百七拾六圓拾六錢四厘

電燈使用料

金六拾四錢四拾錢

火災保險料

金百八拾八圓三拾六錢二厘

備品費

金七拾圓六拾七錢五厘

消耗品費

金五拾四錢

物品修繕費

金六圓

通信運搬費

金二拾四圓七拾錢

雇人被服料

金四圓三錢

旅費

金三百二拾五圓二拾三錢

給料報酬

而して總計差引二萬六千九百五拾三圓七拾八錢四厘は本月へ繰越し

たものである。

△設備、前に述べ置きたる如く所内の設備は間然する所はない、本館及び事務所等は昨年末新築工事の落成を告げて本年より其の使用を許されたので其の宏壯なること、清潔なること等は、最早より以上を望むことができぬ。食堂は本館の階下の一部で下士用と卒用との二區に分たれ、下はタバキで敷拾個の美しき食卓を列ねてある、又堂の傍なる酒保には、煙草、封筒、筆紙墨等の日用品を始

吳の現況

四十二

め酒、清涼水、鐘詰類等に至るまで時價の約二割減を以て販賣せられ又注文に應じて、うどん、蕎麥、辨當、酒、肴、天麩羅、菓子、餅、汁粉、の類が其の食卓にまで運ばれるのである、されば上戸も下戸も此の一堂に會して自己の好ゆるものを飲食しつゝ相俱に歡賞するものである。代價は凡て前金拂で一切懸賣は嚴禁である、要するに所内に於ける飲食は市中に於けるよりも安價であるから其の収入に限ある下士卒が忻々として茲に集合するのは自然の數である。

△櫻松館、吉野、高砂兩艦の紀念として建てられたもので清酒たる門内の兩側には松と櫻とを植ゑて木札に題して「高砂の松」「吉野の櫻」と云ふ實に面白い趣向である、之を見る者は、そゝろに兩艦を追想して無限の感に打たれるのである、館内には書信處、圖書展覽室などがあつて、恰も小なる圖書館の如く自由に觀覽することができ、又館内の壁には兩艦戦死者の寫眞を始め諸種の

繪畫が懸けてある、尙又右の圖書の外に多くの新聞雜誌があつて、孰れも皆寄贈に係はるものが多い、地方新聞では吳毎日新聞、海國時報を始め藝備日、中國、など其他大阪發行の毎日、朝日、時事、東京發行の讀賣、報知、萬朝、國民、時事、東京朝日等である、此等の各新聞は兵士の歡迎する所であるから茲に集る下士卒は必ず當日の新聞を手にとらぬものはない。

△庭園 庭園は甚だ廣からざれど、築山池泉等雅を盡し妙を極めておる、又諸種の花木は四季折々に其の嬋妍媚娜たる花容や枝態を誇つておる、泉水の中央には小噴水がある人爲の斷崖には飛瀑がある、金魚鯉は常に忻愉遊泳して其の雅趣は實に言ふことができぬ、かゝる此の人爲の小山水は渺茫無限の海洋を航行した軍人の目には如何に可愛ゆく眺めらるゝであらふ、其他庭園の後方には小動物園があり、山羊あり、鷓あり、鶴あり、鳶あり、栗鼠あり

、鷺鷥あり、鷺あり、洋兎あり、其他の小鳥小獸など多く恰も動物園の感がある此等は皆呉所屬艦艇の捕獲せるものである。

△浴室、浴室は下士用と、卒用との二區に分たれ何れも二個の浴槽と温水及び熱湯の槽がある、槽は石とセメントで塗つたものとあつて同時に四五十名を浴じ得るのナサで、壁石及び浴槽の掃除などは、よく行き届いておるから其の清潔なことは、とても市井の湯屋が企及するところではない、各下士が定めぬ勤務を終へて茲に集れば先づ一浴して當日の疲勞を醫するのである然も入浴料を徴せぬのである、又入浴中は衣服其他の所持品を錠前付の格納棚に入れておくから其の粉失散亂を防ぐことができる、而して浴場附近には理髮所の設もあつて、市内に於ける料金の三分ノ一で摘髮に應ずるのである。

△寢室、

寢室には凱旋館の樓上、樓下全部を以て充てゝあ

る、室は上下俱、之を數區に分ち新造の寢臺數百個が列ねてある、家屋は新しく、空氣の流通もよく且寢具等孰れも新調のものに係り殊に室内の掃除もよく行き届いておるから其の心地のよいことは言ふ迄もない各下士卒の上陸外出せるもに下宿に就かぬものは茲に一日の勤勞の倦みたる体軀を横へて快眠をとるのである、寢臺には寢衣(帶付)藁蒲團、敷蒲團、毛布、敷布、枕、掛蒲團、などが附屬して其の使用料は壹夜、下士五錢、卒三錢である。

△遊戯の種類、遊戯は室内遊戯と戶外遊戯の二種に分たれて、室内遊戯には圍碁、將棋、蓄音器、風琴、などがある、戶外遊戯には相撲、擊劍、射的、大弓、などがある、各其の好む所に隨ふて其の技を試むるのである。尙將來施設すべく計畫中のものは、柔道の器械体操、フットボール、ベースボール、ゴルフ、テニス、などである。此等の遊戯は兵員にとつては、最も愉快とするところで、又之

あるが爲に知らずくに海上の苦勞を慰めて樂しき日を送るのである。

六、街路其他

街路は大抵幅員十間の道路で殊に本通、中通、三番町等は幅員廣く兩側に柳又は櫻などを植ゑて、四時の風景を添へておる、又人道、馬車道も異つておる、且市街は其の制限法に基いて開いたものであるから區劃正しく、又海水は遠く各市中に通じておるので火災の用意十分である。

中通七丁目邊を千日前と稱して呉樂館を始め多くの遊戯場や幾多の掛酒屋興業物があつて茲に來集するもの多く毎日午後より夜にかけては人の通行も自由ならぬ程である、

魚市場は川原石に多く又泉場町にもある、青物市場は中通五丁目の角にあつて、各地方より持ち掛くる野菜類は非常に澤山なものである。

る。

七、湯屋

湯屋は至る處にあつて、毎日午前七時より夜十一時迄入浴せらるゝので至つて便利である、今は呉市湯屋營業組合ができて市内の湯屋を甲と乙に分ち毎月甲は十九日、乙は二十日を休業日と定めて居る、若し休業日が土曜、日曜若しくは祭日紋日に當つたときは、其の翌日に繰り延べて休業するのである。市内の重なる湯屋を擧ぐれば

甲 (十九日休業の分)

錦湯	三城通一丁目	別府温泉	二河通三丁目
常盤湯	三城通四丁目	櫻湯	西本通七丁目
吳湯	二番町二丁目	機械湯	五番町一丁目
櫻湯	本通三丁目	松野湯	元町

吳の現況

金城湯	元	町	大和湯	私庄通一丁目
柳湯	本	通六丁目	月見湯	東堺通四丁目
東京湯	本	通九丁目	金玉湯	東堺通一丁目
吾妻湯	東	雲町	清水湯	東雲町一丁目
別府温泉	春	春日町	朝日湯	大年町
明神湯	明	神町	次盛湯	荒神町
乙	(二十日休業の分)			
桃湯	西	本通二丁目	日の出湯	西本通一丁目
作州湯	三	城通六丁目	都湯	三番町三丁目
海水湯	三	番町一丁目	紅葉湯	本通三丁目
玉長湯	本	通二丁目	櫻湯	寺西町
清水湯	和	庄通一丁目	玉川湯	本通六丁目
常盤湯	中	通七丁目	別府温泉	中通七丁目

日出湯	寺西町	カ、ル温泉	中通七丁目
三篠湯	新泉場町	神戸湯	東本通三丁目
福助湯	吾妻町二丁目	萬歳湯	朝日町
金時湯	朝日町	養氣湯	荒神町

なごで此の外尙新開業の湯屋は數箇所ある。
 又入浴料は一人に付金二錢で共通券を買へば七枚に付十錢である。
 此の共通券は何れの湯屋にも共通するのである。

八、吳市の近き將來
 常市の遠き將來に於ける發展を何れの程度までに達するかは、未だ
 輕卒に云爲することが、できぬけれども己に宮下川の埋立も落成し
 、鰐川の埋立及び浚深は本年三月三十一日を以て落月期となつてお
 る、其他各處の埋立及び新築工事も着々歩を進めつゝある、故に本
 年中には市の樞要地域は大に面目を一新して茲に繁華なる一市街を

形成せらるゝであらふ。又、裁判所の開庭、中學校の授業開始、電車鉄道の敷設、公園の設置、水道の敷設、吳市立病院の建設、高等女學校の新設、運河の開鑿、市營屠場の設置、第三千日前の計畫等に至るれで兎に角近き將來に於て吳市は更に一新生面を活躍するのである。

八、吳の風俗其他

吳の風俗は昔は至つて質朴で性質で温和あつたが一たび軍港となつてからは各地方の者が多く移住して土地のものは千人中數人を以て數ふる程であるから昔の人情風俗は、いつとなく瘼れて只山手などに住する土地の者のみ在來の吳言葉を使用して着實温和の氣風が殘つてをる。

吳の言語は在來のものは方言や訛言などが多くて聞き辛い点もあつたが今は各地方の言語相陶汰せられて一の吳言葉をなし中には東京

地方の言語即ち「江戸ツ子」を使用するのが多い。

かく言語のみならず凡ての事物が變遷進歩して舊例の事などもいつとなく瘼れて行くのである。

先づ一月一日には餅を搗き門松を立て、三日間は内祝として各商店を始め一般に休業して此の間は年始の回禮に急はしくて日も足らぬ如く、而して五日を新年宴會と定められてある。

又日曜日は軍人、軍屬、職工を始めとして各官吏會社員等に至る迄一般に業を休んで一週日の勞を慰する者が多いので千日前などは晝の内より賑ふのである。

毎年八月十五日は龜山神社の祭禮で當日は相應に衣服も改めて参拜するもの多く夜に入つては、さすが廣い龜山通も人の通行ができかねる程である。

宇羅盆の舊例は今尚廢らぬのである毎年八月十五日頃を盆と稱して

年末と同じく贈物などをするものが多い又此の時期には各地方の青年男女は種々な異様の紛装をして所謂盆踊を行ふのである。又俗に云ふ胡子講即ち誓文拂は、なか／＼盛なもので年末の如くに各呉服店を始め一般に商店は出来る限の裝飾をして景品又は福引法に依つて客を引くのであるが、其れが孰れも各競争的であるから面白い。

又宗教は古來より眞宗が盛であつたが一たび軍港となつてからは各地方の者が多く移住するので在來の佛教の外神道、耶穌教等を奉ずるものも少くはない、従つて古來の社寺の外に説教所、教會所、及び教會堂等の種々の新設に係るものが多い。

かく一方に宗教の盛なると俱に私立教育會、風俗改良會、又は母姉會等種々の教育上の機關も出来るのである、かくて吳市は日に月に文明に赴きつゝあるのである。

元來吳市の如く人家稠密で殊に軍人、職工等の多き處では其の婦女子の墮落するものが多いのは自然の數である又婦女子の墮落するものは各自に適當な職業（内職）が無いからである。

幸にも吳市には麥稈、經木眞田を始め、裁縫等種々なる職業があるが殊に軍人の家族に於ては海軍下士卒家族の團會と云ふものがあつて、各下士卒の家族は隨意に入會せらるゝのである、會長には山内吳鎮守府司令長官夫人を頂いて目下の會員は百人ある何れも海軍下士卒の妻君連であつて日曜、祭日を除くの外毎日午前八時より午後四時迄共勵會に於てそれ／＼の事業をする其の内子女を連れたるものは別の室に於て小供の守をなす傍各自の仕事をなすのであるが多くの小供は幼少の別なく、よく遊ぶので恰も、幼稚園の如き感じがする。而して會員の重なる仕事は「ミシン」の裁縫（海軍服其他）手縫、其他女子の出來得べき仕事であつて、賃金は人により

又仕事に依つて異なるも大抵、一日七八錢（子女を連れてたるもの）より五拾錢内外である。
 かくの如く此の共勵會は海軍下士卒に取つては風紀上より云ふも又經濟上より云ふも最も重要なものである。

九、吳の實業界

吳は元、耕作、漁者八分、商工業者二分の生業地であつたが一たび軍港となつてからは實業界も大に面目を一新して商工業大に起り昔の耕作、漁者は皆無の姿である。左に吳の實業界中の重なるものを擧ぐれば。

一、重なる會社銀行及製造所

- | | | |
|-----------|----------|-------|
| 大本銀行 | (銀行イロハ順) | 本通九丁目 |
| 株式會社竹原銀行 | 吳支店 | 全三丁目 |
| 株式會社吳貯蓄銀行 | | 全七丁目 |

- | | |
|-----------|--------|
| 同行莊山田出張店 | 三番町三丁目 |
| 同行宮原村出張店 | 宮原村 |
| 株式會社吳銀行 | 本通五丁目 |
| 同行河原石出張店 | 二河町 |
| 同行東本通出張店 | 東本通 |
| 澤原銀行 | 本通五丁目 |
| 山陰貯蓄銀行吳支店 | 全二丁目 |
| 廣島貯蓄銀行吳支店 | 全四丁目 |
| 住友銀行吳支店 | 全四丁目 |
| 株式會社吳起業銀行 | 字胡町 |
| 三井物産會社吳支店 | 和庄町 |
| 吳製米株式會社 | 莊山田 |
| 共立株式會社 | 和庄町 |

吳勤商株式會社
 吳劇場株式會社
 吳馬車鐵道株式會社
 吳興產株式會社
 大倉組吳支店
 大倉土木組支店
 朝日株式會社
 關西汽船同盟支部
 郵船會社吳荷扱所
 吳倉庫會社
 安政合資會社
 內國通運株式會社吳取引店
 海員救濟會吳支部

全 町
 全 町
 字 胡 町
 和 庄 町
 和 庄 町
 三 番 町
 朝 日 町
 河 原 石
 河 原 石
 二 川 町 一 丁 目
 二 川 町 宇 長 濱 町
 三 番 町 二 丁 目
 本 通 一 丁 目

二、重なる醫院及醫師

渡邊石輪製造所
 高須鐘詰製造所
 蒸溜水製造所
 赤松石鹼製造所
 田村製穀工場
 吳米取引所
 西丸醫院
 眼科豐田醫院
 共濟會醫院
 內外科奧村醫院
 婦人科神尾醫院
 片岡醫師
 眼科長生醫院

中通五丁目
 二川町三丁目
 莊山田
 二川町二丁目
 四番町三丁目
 和庄通一丁目
 中通五丁目
 五番町四丁目
 莊山田學校前
 本通五丁目
 東雲町二丁目
 東塚通六丁目

全丸岡醫院

前田醫院

藤原醫師

眼科福場醫院

天野醫院

佐々木醫療院

櫻井齒科醫院

共立醫院

三刀醫院

外科宮原醫院

小兒科松川醫院

宇津醫院

山下内外科醫院

中通三丁目

本通九丁目

西本通六丁目

本通八丁目

東本通二丁目

堺橋通

本通四丁目

登町

本通五丁目

登町

中通七丁目

本通七丁目

城山町

一橋齒科醫院

室本醫院

吉崎診療院

山脇醫院

高見眼科院

大野齒科療院

平原醫院

廣田醫院

富田醫療院

酒井齒科醫院

小出來齒科院

伊達醫院

婦人科產科福場醫院

中通八丁目

三城通二丁目

西二河通三丁目

三番町三丁目

松本町

中通七丁目

松本町

本通八丁目

清水上通

本通八丁目

本通六丁目

中通七丁目

中通四丁目

三、重なる旅館及料理店

久保田樓	田毎庵	日英館	浪花亭	中よし樓	野田料理店	小林旅館	永井旅館	野村旅館	徳田旅館兼料理店	岩越旅館兼料理店	吉川旅館兼料理店	本通一丁目
全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全
七丁目	六丁目	六丁目	五丁目	五丁目	五丁目	中通四丁目	六丁目	四丁目	二丁目	五丁目	五丁目	六十二

柳花園	三好旅館兼料理店	久米旅館兼料理店	日の丸旅館兼料理店	風柳亭	櫻花亭	折口旅館	朝日旅館兼料理店	西洋料理並玉突場吳樂館	森旅館	敷島庵	萬歳館	西洋料理改進亭	六十三
西堺川通	東堺通	元町	二川町	中通六丁目	全六丁目	四番町二丁目	中通六丁目	全七丁目千日前	全六丁目	全七丁目	全五丁目	全三丁目	六十三

界の實業界

六十四

岩井亭

中通四丁目

玉川樓

本通四丁目

日勝亭

中通五丁目

西洋料理日進館

本通四丁目

海濱旅館

本通四丁目

四、重なる回漕店其他

鳳來舎

三番町二丁目角

鳳來舎支店

二川町

内國通運株式會社吳取引店

三番町二丁目

安政合資會社

二川町字長濱町

沖中廻漕店

全町

開雙組

三番町二丁目

益盛組、道佛組

全町

藤波公證役場

松本町

吳牛乳組合共同店

和庄町字城山町

福富公證役場

西塚通

吳淨園社

二番町二丁目

汚物消毒所

本通四丁目

年 別		名 稱 及 其 數		前 年 比 較	
年 別	名 稱 及 其 數	前 年	比 較	年 別	名 稱 及 其 數
明治三十五年	人口 六〇、一二四 戸數 一三、八〇九				
全 三十六年	人口 六六、三九五 戸數 一四、二八七	六、二七一			
全 三十七年	人口 七一、八四一 戸數 一五、〇九〇	五、四四六			
全 三十八年	人口 八〇、〇二一 戸數 一七、一七〇	八、一八〇			
全 三十九年	人口 九〇、三七二 戸數 二〇、〇二六	一〇、三五一			
		二、八五六			

備 考

一本表ハ吳市創始ノ年ヨリ調査シタルモノナリ
 工廳表門ニアリ
 第二尋常小學校内ニアリ
 黃海々戰紀念碑
 佐々木高榮氏碑文

一〇、吳の出版界

其の土地の文明を知るには先づ其土地の出版界を見る必要あるが如く實に言論出版は其所の文明を示すものである。吳の出版界は未だ大なる進歩を見ずと雖先づ左の二大新聞は誇るに足る。

吳毎日新聞

主筆吉武枯柳君

日刊新聞で發行部數既に第一千百四十號に及ぶ。

海國時報

主筆宇治村楚水君

同じく日刊新聞で昨年夏初めて發行せしより日尙淺きも中國有數の一大新聞とするに足る。

吳公論

主筆滿村素堂君

月刊新聞であつて其の主張するところは世論に

吳の出版界
偏せず社會に黨せず、吳市民としては必ず一讀
を要するもの。

發行所 吳公論社 宇胡町

又各種の著述に係るものは

吳の技折 全一冊 川岡清君編著

本書は吳に郷土史の類なきを遺憾として著者自ら史蹟を
討尋し地理を考覈して編纂せるものである故に吳に於け
る史乘としては稍完成したものである。

明治三十七年の發行

吳の花 全一冊 夢之助君編

先づ粹人の必携とも云ふべきもので吳の花柳界案内記の
類である。

吳の案内 全一冊

即ち本書である。

一、軍人と職工

一萬有餘の海軍々人と數萬の海軍職工とは實に吳の生命である、此
軍人あるが爲めに吳は帝國第一の軍港として海内に名を響かしたの
である、又此の職工あるが爲めに月々數十萬圓の金は吳市に落ちて
十餘萬の市民は種々に活動してゐるのである、故に軍人と職工とは
吳の生命である云ふも決して過言ではあるまい。

今左に其の志願の手續及び就職の案内を掲げん

△海軍志願兵の手續

海軍志願兵として徵募する兵種は水兵、機關兵、軍樂生、木工、看
護、主厨の六種である、尤も此の水兵中適當の者は所要に應じて信
號兵に採用せらるるのである而して此の志願兵の年齢は

水兵、機關兵は滿十七年以上滿二十一年未滿

軍樂生は滿十六年以上滿十九年未滿

木工、看護、主厨は滿十六年以上滿二十六年未滿

尙身文定尺は水兵、機關兵、看護は五尺二寸以上、軍樂生、木工、主厨は五尺以上である、又左に掲げる者は志願することを得ず

- 一、陸軍の豫備役又は後備役にあるもの
- 二、正當の事故なくして兵役を免れんとしたるもの
- 三、禁錮以上の刑に處せられたるもの又は賭博犯の處分を受けたるもの

四、刑事被告人

五、復讐を得ざる家資分散者、破産者、若くは其の相続人

六、身代限の所分を受けて負債の辯償を終へざるもの又は其の相

續人

右の外木工に志願の者は一ヶ年以上其の業に従事したる旨の市町村

長の証明書を要する又軍樂生と看護は身体検査に合格するも讀書、作文、算術の試験に合格せざれば採用せられず其の讀書は平易なる漢字交り文、作文は簡易なる通俗文、算術は加減乗除を解し得る程度とする。

志願兵の採用期日は毎年十二月中に願書を其の市町村長に出さしめ其の翌年三四月頃身体検査をして六月一日入團するのである、検査當日に病氣其他の事故に依つて出頭することが出来ぬときは其の旨の願出で、甲地検査場より乙地検査場に移つて受験することができ

る。身体検査の合格者は甲乙の二種に分ち先づ甲を採用して足らざるときは乙をも採用せらるゝのである。

△海軍兵の服役年期

海軍兵には徴兵と志願兵との二種別がある徴兵は徴兵令に依り陸軍

と異なることなく徴募せらるゝのであつて、志願兵は海軍志願兵條例に依り一般志願者より徴募採用するのである、而して徴兵は現役四年豫備役三年後備役五年にして志願兵は現役八年豫備役四年で後備役はないのである。又現役年期を終りし者は志願に依つて更に三年を一期として數回現役に就くことを得る。

△各兵種の職務

海軍兵の平時又は戦時に於ける任務は極めて勇ましく快楽を感ずることが多い先づ各兵種の日常職務の概要を擧ぐれば

- 一、水兵、は海軍兵の主要なるもので軍艦、水雷艇等の運用、大砲、水雷の發射、布設水雷の沈置、電氣燈、電氣機械の使用等に從事するものである。
- 二、信號兵は信號、電話、電信等の事を掌り喇叭を吹奏し又艦中の操舵に從事するものである。

三、軍樂生は日本は勿論世界各國の音楽を吹奏して兵氣を鼓舞し又儀式、禮典等の場合に使用せらるゝものである、

四、木工は軍艦、水雷艇等の小修理及木具の製造修理等に從事し又船内の諸御筒并に潜水器等の使用を掌るものである、

五、機關兵は氣機の運轉、汽罐の焚火等に從事し又鍛冶をなし或は電氣、水壓等諸機械の使用を掌るものである、

六、看護は疾病、負傷者等の診断及手術を補助し其他看護の事を掌るものである、

七、主厨は糧食の炊事配給等を掌り又被服物品等の取扱に從事するものである、

△海軍各人の兵曹長以下官階

海軍卒には五等卒より一等卒に至る五個の階級がある、初めて入團したる新兵は總て五等卒で一定の期間海兵團内に於て教育せられ卒

業の後四等卒に進み艦艇或は團隊等の定員に充てられるのである、夫れより順序を経て各上級に進級して一等卒より下士となる、下士には三等下士より一等下士に致る三個の階級がある又一等下士よりは准士官となり又准士官よりは士官に進級することを得る、而して其の進級は一定の勤務年数を経たるものに就いて進級試験を行ひ左の官階表に示す如く各上級の官職に任用進級せしめらる尙兵曹長及機關兵曹長は特に中尉及機關中尉に進級せしめらるることがある。

兵曹長	准士官
	下士(自一等至二等)
	卒(自一等至五等)
上等兵曹	兵曹
	水兵
上等信號兵曹	信號兵曹
	信號兵

軍樂長	船匠長	機關兵曹長	看護長	筆記長
軍樂師	船匠師	上等機關兵曹	看護師	上等筆記
軍樂手	船匠手	機關兵曹	看護手	筆記
軍樂生	木工	機關兵	看護	主厨

△軍人の俸給其他
海軍々人の俸給は各種兵共同一にして等級に依つて差異がある其日給表を示せば、

	一等	下士	二等下士	三等下士	卒
日甲當額	八十七十	八十五十	八十四十	七十三十	七十三十
日乙當額	五十四十	四十四十	三十三十	二十二十	二十二十
八錢九錢一錢	一錢	二錢	三錢	四錢	五錢
八錢	七錢	六錢	五錢	四錢	三錢
六錢	五錢	四錢	三錢	二錢	一錢
三錢	二錢	一錢	八錢	五錢	二錢

士官(兵曹長同相當官)	准	士	官
年俸	一級	二級	三級
七八〇、圓七二〇、圓六〇〇、圓五四〇、圓四八〇、圓四二〇、圓			

右の外二等卒以上で各練習所に入り特科の課程を修めたるものは其の証書証状に對し一日四錢以上六錢以下の加俸を給せらる又行狀の正しきものは善行章一線以上五線迄を附與せられて、其の一線につき一日一錢の加俸を給せらるゝのである、其他航行の役務にある軍艦の定員、は下士に在つては一日四錢以上二十錢以下、卒に在つては一日一錢以上十五錢以下、水雷艇の定員は下士に在つては一日十錢以上五十錢以下、卒に在つては一日六錢以上三十錢以下の加俸を給せらるゝ。

尙又、志願兵の現役中は家族ある者に限つて、家族扶助金として一箇月金八十五錢を給せられ、又恩給法に依る一定の年限間服役したる者は終身恩給を受け其他公務の爲め負傷、疾病、死亡したるときも同じである。

其他の雜件を記せば、

一、輕微の疾病は各自が勤務するところの艦隊内の病室に於て治療し重病なるときは海軍病院に入院して療養するのである

一、父母重病若しくは死亡したるときは往復を除き二週間以内の歸郷を許可せらる。

一、本人現役中に其の家族自活し能はざる事實あるものは審査の後現役を免せらるゝことがある。

一、海軍下士卒の上陸外出は土曜、日曜日及一般の公暇日は晝食後より其他の日には行狀の等級に依つて夕食後より其翌朝まで上陸外出を許可せらる又夏季は十五日以内冬季は十日以内の休暇を與へられ艦船乗組員は百日以上航海をなしたるときは褒賞として十日以内の休暇與へらる。而して此の休暇は許可を得て各自歸省或は旅行をなすことを得る。

(海軍下士卒集會所の部参照すべし)

△職工の種類及び名稱

凡ての海軍職工には定期職工通常職工、見習職工の三種別がある。

- 一、定期職工とは海軍定期職工條例に依つて服業するもの。
- 二、通常職工とは年齢滿十六年以上滿五十五年迄のもので、見習職工として工業を習得したるもの、又は職工たる普通の技能を有して新に採用せられた者である、併し特別の技能あるものは年齢滿十六年以下滿十四年以上、又は滿五十五年以上の者も通常職工となることを得る。
- 三、見習職工とは年齢滿十四年以上滿二十五年までの者で工業を習得した上、普通職工となるを目的として服業するものである。

以上の職工は又左の名稱に依つて各其の専門の業務に服する、

- 圖工、機工、仕上工、製綱工、鑄工、鍛工、
- 銅工、鉛工、彈工、撓鐵工、造船工、造舟工、

- 木工、建具工、模型工、木挽工、製鐵工、製塙工、
- 藥莢工、組立工、水雷工、電気工、火工、製薬工、
- 塗工、縫工、填隙工、綱具工、煉瓦工、潜水工、
- 運轉工、検査工、分折工、刷版工、記録工、雑工、
- 管工、

△就職の手續(定期職工を除く)

職工を志願するものは職工募集のあるとき左の願書に履歴書と戸籍
謄本と寫真とを添へて差出すのである。

職工志願書(書式)

本籍何々縣郡市町村番地華士族平民

戸主何之誰子弟

明治何年何月何日生

當何年何箇月

右貴工廠何工部場何職志願ニ付御試験ノ上御採用被
成下度別紙履歴書相添へ此段奉願候也

明治何年何月何日

右 何 之 誰 印

吳海軍工廠御中

右の願書を出すと共に身体検査を受けて合格せしときは更に實地
就いて試験せられ其の技倆の巧拙に依つて相當の給額を定めて始
て採用せらるゝのである、かく採用せられたるときは更に又輕罪以
上の刑に處せられたること無き旨の本籍市町村長の証明ある身元証
明書を出さねばならぬ、又見習職工は此の他別に左の誓約書を差出
すのである。

誓約書

私儀今般貴廠何部工場何職見習工に御採用被下候ニ就テハ御
規則固ク相守可申ハ勿論見習期何年間及成業後見習期中ト均

軍人と職工

シキ年月間ハ誓ッテ解備願出間敷候依テ保証人連印茲ニ誓約仕候也

明治何年何月何日

何職見習工

何之誰印

保証人

何之誰印

全

何之誰印

吳海軍工廠御中

(右保證人中實名ハ成ルベク工廠員又ハ伍長以上ノ者タルヲ要ス)

△職工の賃金等級

特別一等	二圓五十錢	特別六等	一圓八十錢
特別二等	二圓三十錢	特別七等	一圓七十錢
特別三等	二圓十錢	特別八等	一圓六十錢
特別四等	二圓	特別九等	壹圓五十錢
特別五等	壹圓九十錢	二十二等	五十二錢

一等	壹圓四十錢	二十三等	五十錢
二等	壹圓三十錢	二十四等	四十八錢
三等	壹圓二十錢	二十五等	四十六錢
四等	壹圓十錢	二十六等	四十四錢
五等	壹圓	二十七等	四十二錢
六等	九十六錢	二十八等	四十錢
七等	九十二錢	二十九等	三十八錢
八等	八十八錢	三十等	三十六錢
九等	八十四錢	三十一等	三十四錢
十等	八十錢	三十二等	三十二錢
十一等	七十六錢	三十三等	三十錢
十二等	七十二錢	三十三等	二十八錢
十三等	七十錢	三十五等	二十六錢

十四等	六十八錢	三十六等	二十四錢
拾五等	六拾六錢	三拾七等	二拾二錢
十六等	六拾四錢	三拾八等	二拾錢
拾七等	六拾二錢	三拾九等	拾八錢
拾八等	六拾錢	四拾等	拾六錢
拾九等	五拾八錢	四拾一等	拾四錢
二拾等	五拾六錢	四拾二等	拾二錢
二拾一等	五拾四錢		

右の賃錢日給は毎年二月、五月、八月、十一月の四回に増減せらるゝので左の各號に該當するものは増給せらるゝ。

- 一、技藝上達の者
 - 一、工事に勉勵の者
- 又左の各號の二に該當するものは減給せらるゝ。

- 一、技藝退歩の者
- 一、過失の多き者
- 一、工業に不勉強の者
- 一、一ヶ月間に二回以上規約を犯したる者

△解備

職工は左の諸號の一に當るときは解備せらるゝ。

- 一、輕罪以上の刑に處せられたるとき
- 一、共同罷工をなし又は共同罷工をなさしめたるるとき
- 一、廠内の秩序を害すべき行為をなし亦は爲さしめたるるとき
- 一、工場規約に依り減給せらるゝこと一箇月に三回若くは二箇月に四回以上に及ぶとき
- 一、正當の理由なくして引續き三週間以上出業せざるとき
- 一、年齢滿五拾五年以上に達したるとき、但し特別の技能あるも

のは此の限にはあらず

一、不健康にして工場工場の衛生衛生に害あるとき

一、工業上達工業上達の見込見込なきもの

一、品行不良品行不良の者

△定例休日及就業時間

一、大祭祝日

二、日曜日

三、靖國神社祭日

四、拾二月二拾九日より一月五日迄

五、其他臨時の海軍祝祭日

四月一日より 九月三十日迄	起業	午前六時三十分	午後六時三十分	夜業
	停業	午後四時三十分	午前四時三十分	
十月一日より 三月三十一日迄	起業	午前七時	午後七時	夜業
	停業	午後五時	午前五時	

△定期職工

定期職工は特に熟練を要するとしろの工業に従事する志願者より撰抜して身体検査をなし其の合格者に就いて必要の人員を採用せらるゝのである。

定期職工に採用せらるゝは毎年六月一日及び十二月一日の二回である、故に志願者は毎年四月三十日又は拾月三拾一日迄に左の願書を差出すのである。

海軍定期職工願（書式雛形）

本籍何縣郡市町村番地華士族平民

何之誰子弟（寄留者ハ寄留地ヲモ詳記スベシ）

何之誰

明治何年何月何日生

當何年何箇月

右ハ海軍定期職工志願ニ付第何期ニ御採用被成下度御採用ノ上ハ諸規則嚴守可致ハ勿論本人才上ノ儀ハ一切保證人ニ於テ引受可申依テ戸籍吏ノ作りタル戸籍謄本相添ヘ保證人連署此段願奉候也

明治何年何月何日 本人 何之誰印

何縣郡市町村番地華士族平民

保證人 何之誰印

何縣郡市町村番地華士族平民

保證人 何之誰印

吳海軍工廠御中

前書保證人ハ肩書ノ地ニ現住ノ者ニ

相違無之候也

明治何年何月何日

何縣郡市町村長（保證人本籍地又ハ寄留地）

何之誰印

尙又定期職工に採用せらるべき年齢は滿二十一年より滿四拾五年までである、又就職年齢は滿五拾五年迄であるが特別の技能あるもの

は満六拾年迄である、而して就職年期は左の四期に分つて満了の者より又志願に依つて採用せらる。

第一期	満拾箇年	第二期	満六箇年
第三期	満四箇年	第四期	満三箇年

右の第一期を満了して次期に繼續せんとするときは現就業年期満了の前月末日迄に前記の願書を差出すのである。

右の外現に海軍工廠の職工であつて五箇年以上引續き就業して年齢満四拾五年以上、満五拾年以下の者も身體強健工藝拔群なるときは志願に依つて定期職工に採用せらるゝことがある。

△満期賜金

定期職工は左に掲ぐる事項の一に當るときは満期賜金として、其年期中就業した總日數に満期若くは最終の就業日に於ける日給額の十分の一を乗じたる金額を給與せらる、但し左の第四に該るときは其

の家族に給與せらるゝのである。

- 一、各年期満了に至りたるとき、
 - 二、年齢満期に依り定期職工を免せられたるとき、
 - 三、公務に依つて傷痕を受け又は疾病に依つて定期職工を免せられたるとき、
 - 四、公務に原因すると否とに係はらず死亡したるとき、
 - 五、工業の張弛、其他廠務の都合に依つて定期職工を免せられたるとき、
 - 六、海軍部内の學校生徒を命せられたるとき、
- 又左に掲ぐる事項の一に當るときは完期職工を免せられて満期賜金は給せられず。

- 一、一年間就業せざる日數通じて六拾日を超ゆること二回に及ぶとき、

- 二、引續いて満百二十拾日間就業せざるるとき、
 - 三、一期中平均百日に對し拾六日以上就業せざるるとき、
 - 四、輕罪以上の刑に處せられたるとき、
 - 五、共同罷工をなし又は共同罷工をなさしめたるるとき、但し強迫を受けたる事實あるときは此の限にあらず、
 - 六、廠内の秩序を害すべき行為をなし又は爲さしめたるるとき、
- 尙、海軍定期職工條例第五條に依つて其の満期賜金を受けんとするものは左の請求書を差出すべし。

満期賜金請求書 (甲ノ分)

私儀明治何年何月何日第何期満了(又ハ何々)候一就テハ海軍定期職工條例第五條ニ依リ相當ノ満期賜金御下附相成度此段請求候也

明治何年何月何日

本籍何縣郡市町村番地戸主某子弟

吳海軍工廠定期職工

何之誰

吳海軍工廠御中

満期賜金請求書 (乙ノ分)

故何之誰儀明治何年何月何日何々ニ依リ元亡致候ニ就テハ海軍定期職工條例第五條ニ依リ相當ノ満期賜金御下付相成度戸籍吏ノ作リタル戸籍謄本相添へ此段請求候也

本籍何縣郡市町村番地華士族平民某子弟

(寄留者ハ寄留地ヲモ詳記スベシ)

吳海軍工廠定期職工

元何職故何之誰寡婦(孤兒、父母、祖父母、兄弟、)

何之誰印

吳海軍工廠御中

二、海軍工廠の面會及觀覽手續

工廠勤務者に面會せんとするときは先づ其の旨を願出で、指定の應接所に於て面會するのである、決して工場内に入ることは出来ぬ。又職工及び廠内に於て使用せらるゝ人夫等に對しては一切面會することを禁じられてある、但し面會する事情が萬已を得ざる緊要のものに限り詮議の上、特に許可せらるゝことあるも決して工場内に於て面會することが出来ぬ、

又工廠を觀覽せんとして遠方より來るも其の手續を知らざる爲に折角の目的も達することが出来ずして消然として遂に歸る者がある、依て左に其の手續の大畧を紹介する。

元來工廠は海軍大臣若しくは吳鎮守府司令長官の許可を得るにあらざれば決して觀覽することは出来ぬ、殊に造兵部及製綱部は海軍大臣

の特許あるものゝ外は觀覽を許可さるゝことはいない。

先づ工廠の觀覽の許可を得んとするものは左記の事項を具して海軍大臣又は吳鎮守府司令長官に願出で、觀覽許可證を得るのである。

一、觀覽を要する事項、

二、觀覽すべき年月日、

三、自己の官職又は職業名、氏名、年齢、

右の觀覽許可證を得たるときは當日午前八時三十分迄に工廠に出頭して検査官に届出で、其の指示を待つのであるが工廠長は其の工事の都合上其の一部若しくは全部の觀覽を拒絶せらるゝことがある。

又、觀覽は左記の時日内に於て許可せらるゝが例である、

毎月五日の午前九時より午前拾一時まで

及び午後一時より午後四時迄の内

但、當日、日曜日なるときは許可せられず

尙、觀覽者の心得を示せば左の如し

- 一、案内者の指導に追従し決して其の以外の場所に入ることには出来ぬ、又通路と雖、多少の危険あれば充分の注意を要する。
 - 二、一切の事項に對して質問し若くは答案を求むることとは出来ぬ。
 - 三、一切の事項に付撮影は勿論、摸寫、筆記等は固く禁止せられてある。
 - 四、一切の事項に就ては秘密を守り、之を廠外に於て發表することは出来ぬ。
 - 五、廠内に於ては咽烟等をする事が出来ぬ。
- 三、吳の演藝界
人口の多さと、金の融通の豊富なるに依て自然演藝界も盛で活氣を

帯びておる、従て多くの人は一日の勞苦を其の芒居や奇術や其他の娛樂に依つて慰藉するものが多い。

毎日の演藝界は毎日の各新聞で案内せらるゝのであるから茲には其の劇場及び寄席を示さん。

- | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------------------|
| 觀音座 | 遠樂座 | 朝日座 | 明神座 | 永福座 | 檜垣座 | 蓬來座 | 吳市否中國第一の宏大美麗なる劇場である |
| | | | | | | | 中通六丁目 |
| | | | | | | | 三番町三丁目 |
| | | | | | | | 本通三丁目 |
| | | | | | | | 中通八丁目 |
| | | | | | | | 明神町 |
| | | | | | | | 東雲町三丁目 |
| | | | | | | | 東本通 |
| | | | | | | | 宮原村神原 |

吳樂座

中通七丁目

二河座

二川町一丁目

富貴亭

本通二丁目

氣晴亭

朝日町

二河假固屋

二川町一丁目

港町假固屋

西港町

右の他中通七丁目と千日前と稱して吳樂館を始め各種の掛固屋興業物及び遊技場等常に絶ゆることなく又中通四丁目邊を第二千日前と稱して茲にも亦常に興業物等が絶るぬのである。今去る一月に於ける千日前の各種の興業物を擧ぐれば、

千日前

曲馬及自轉車曲乘、猿芝居、壯士芝居、親覽上人一代記の活人形、珍奇なる動物、

動物會、牛小僧、波音美人、

第二千日前

娘劍舞、大阪大相撲、猫芝居、畸形兒の諸藝、西洋奇術、印度産の動物、其他種々

一四、吳の花柳界

元來「都市の繁榮と品位觀察するには其の遊廓と旅館とを見よ」と云ふ警句に鑑みて破天荒に茲に掲げたのである。一休吳市が今日の如く異常なる發達を遂げて繁榮を極むるに至つたのは其の間、幾多の歲月と他に原因することの、あつたのは勿論であるが亦一面より考ふれば此の花柳界も與つて力があつたのである。

旭遊廓は元、莊山田村の一隅であつた、明治二十七年に朝日株式會社が組織せられて新遊女町を設けたのである、當初は貸席五六軒

のみであつたが二十八九年に至り時恰も日清戦役後のことよて凱旋する軍人など多く爲めに見る間に三十有餘の貸席は一時に現出して今日の如く盛大を極むるに至つたのである。今旭遊廓に就いて統計的に示せば、

貸席數	四十五軒
娼妓數	五百三十人
藝妓數	五人
玉代	(幫間無し)
時間	四本花 三十錢
一夜泊	一圓五十錢と二圓の二種
藝妓一時間	四十錢

遊興人員 (客月一ヶ月間) 一萬二千七百十一人
 遊興費 (全) 一萬五千三百十二圓廿六錢

又各貸席樓名を擧ぐれば

三男樓 第二松鶴樓 錦帶樓 東海樓 福井樓 魁進樓 長崎樓 松清樓 松鶴樓 竹雪樓 第二福江樓 花月樓 見晴樓

新月樓 大嘉樓 菊水樓 朝日樓 春風樓 東京樓 柳海樓 品川樓 榮川樓 第二竹雪樓 開明樓 松葉樓

花壇樓 孟霞樓 千歳樓 日の出樓 第二都樓 高砂樓 凸凹樓 大盛樓 都花樓 梅翁樓 塞翁樓 松川樓 稻葉樓

吳の花柳界

三府樓

愛國樓

松竹樓

色葉樓

松ヶ枝樓

松花樓

さて又、藝妓は吳券番を始め河原石券番及び旭券番がある、其内、河原石と旭とは只名義のみで合なく其の各料理店より現はるゝのである。

吳券番

中通三丁目に在り

藝妓數

六十八人

花代

一時間四本花四十四錢

舞妓花代

一時間四本花四十錢

河原石券番

河原石

藝妓數

十一人

花代

一時間四本花四十四錢

舞妓花代

一時間四本花四十錢

旭券番

旭遊廓内

藝妓數

五人

花代

一時間四本花四十錢

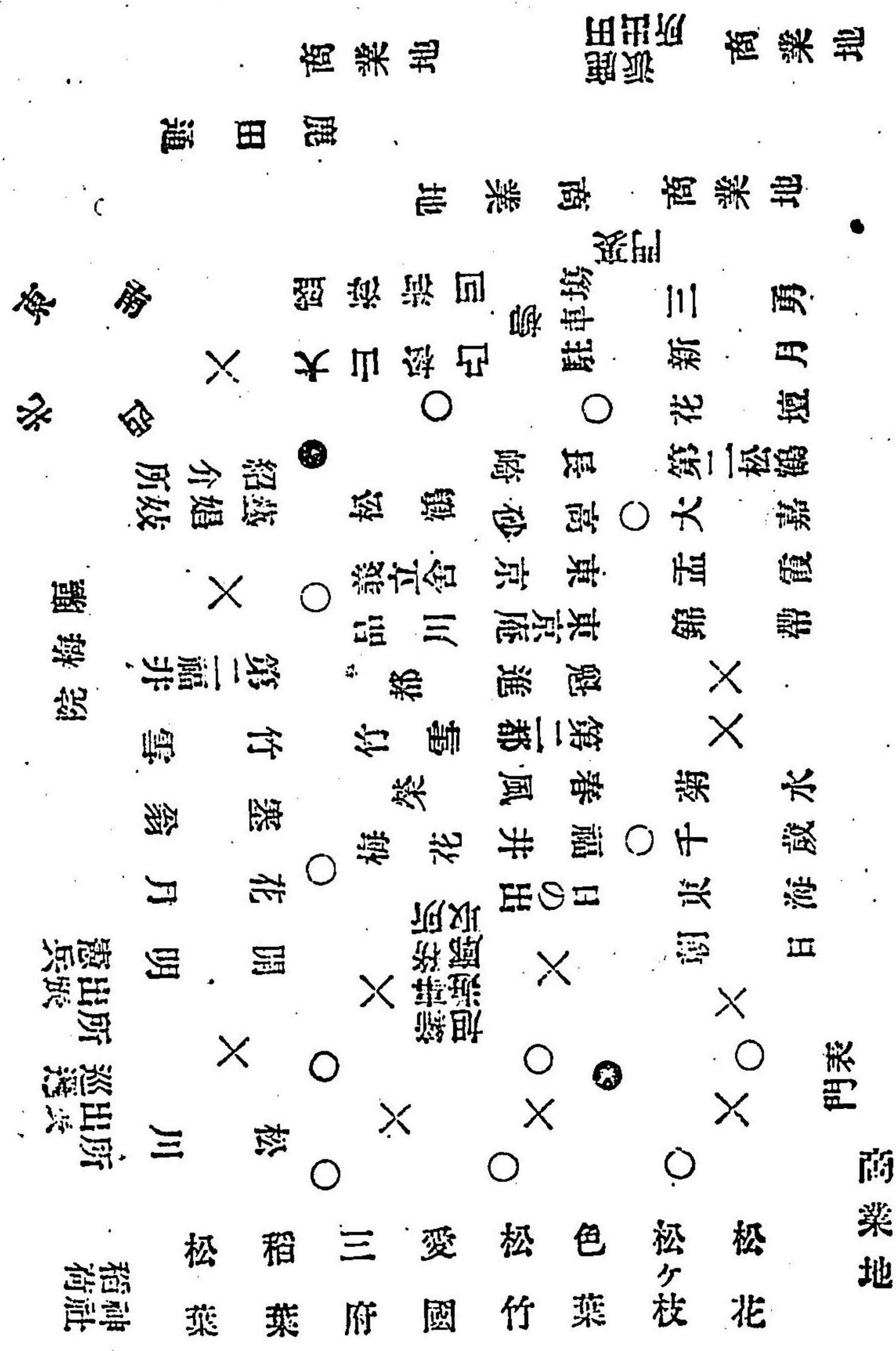
旭遊廓に就いて持記すべきものは其の衛生上及警備上の設備の完全なのである、即ち驅梅院を始め憲兵出張所及巡邏兵出張所等がある、詳しくは左の旭遊廓の畧圖一覽表に就いて見るべし。

畧圖一覽表中

● は郵便ポスト

○ は井戸

× は商業地



附録

戰艦

帝國軍艦類別等級一覽表

富士、敷島、朝日、三笠、石見、相模、丹後、肥前、周防、香取、鹿島、薩摩

巡洋艦

一等巡洋艦 (七千噸以上)
 淺間、常磐、八雲、吾妻、磐手、出雲、春日、日進、阿蘇、筑波、生駒
 二等巡洋艦 (三千五百噸以上)
 浪速、高千穂、嚴島、松島、橋立、笠置、千歲、津輕

海防艦

宗谷、
 三等巡洋艦（三千五百噸未滿）
 和泉、千代田、秋津洲、須磨、明石、新高、對馬、音羽、
 一等海防艦（七千噸以上）
 鎮遠、壹岐、
 二等海防艦（三千五百噸以上）
 扶桑、沖島、見島、
 三等海防艦（三千五百噸未滿）
 金剛、比叡、葛城、大和、武蔵、高雄、松江、
 砲艦
 一等砲艦（千噸以上）

通報艦

二等砲艦（千噸未滿）
 磐城、摩耶、鳥海、赤城、宇治、隅田、伏見、

水雷母艦

八重山、龍田、千早、滿州、姊川、鈴谷、

驅逐艦

豐橋、韓崎、
 （以上軍艦）
 東雲、叢雲、夕霧、不知火、陽炎、薄雲、電、雷、曙、
 漣、龍、白雲、朝潮、霞、春雨、村雨、朝霧、有明、
 吹雪、夜叉、皐月、潮、初霜、神風、彌生、子日、文月、
 如月、山彥、敷波、卷雲、朝風、夕暮、若葉、春風、追風、

水雷艇

白露、初雪、時雨、夕立、響、朝露、白雪、初春、疾風、
三日月、野分、白砂、夕風、卯月、水月、長月、松風、菊月、

一等水雷艇 (百二十噸以上)

小鷹、福龍、隼、白鷹、鶴、真鶴、千鳥、雁、蒼鶴、
鶴、燕、雲雀、雉、鷺、鷓、鷓、鷓、鷓、鷓

二等水雷艇 (七十噸以上)

二十一、二十四、二十五、二十九、三十、三十一、
三十二、三十三、三十六、三十七、三十八、三十九、
四十、四十一、四十三、四十四、四十五、四十六、
四十七、四十九、六十、六十一、六十二、六十三、
六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、七十、
七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、

三等水雷艇 (二十噸以上)

五、六、七、八、九、十、十一、
十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、
十九、二十、二十六、二十七、五十、五十二、五十四、
五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、

四等水雷艇 (二十噸未満)

右の他潜水艇數艘あり

艦船に搭載せるもの

吳案内記

(終)

31
330

明治四十年四月廿五日印刷
明治四十年五月二日發行

(定價十五錢)

不許
複製

著者 池田幸重

發行者 田嶋福人

印刷者 南谷新七

印刷所 南谷活版印刷所

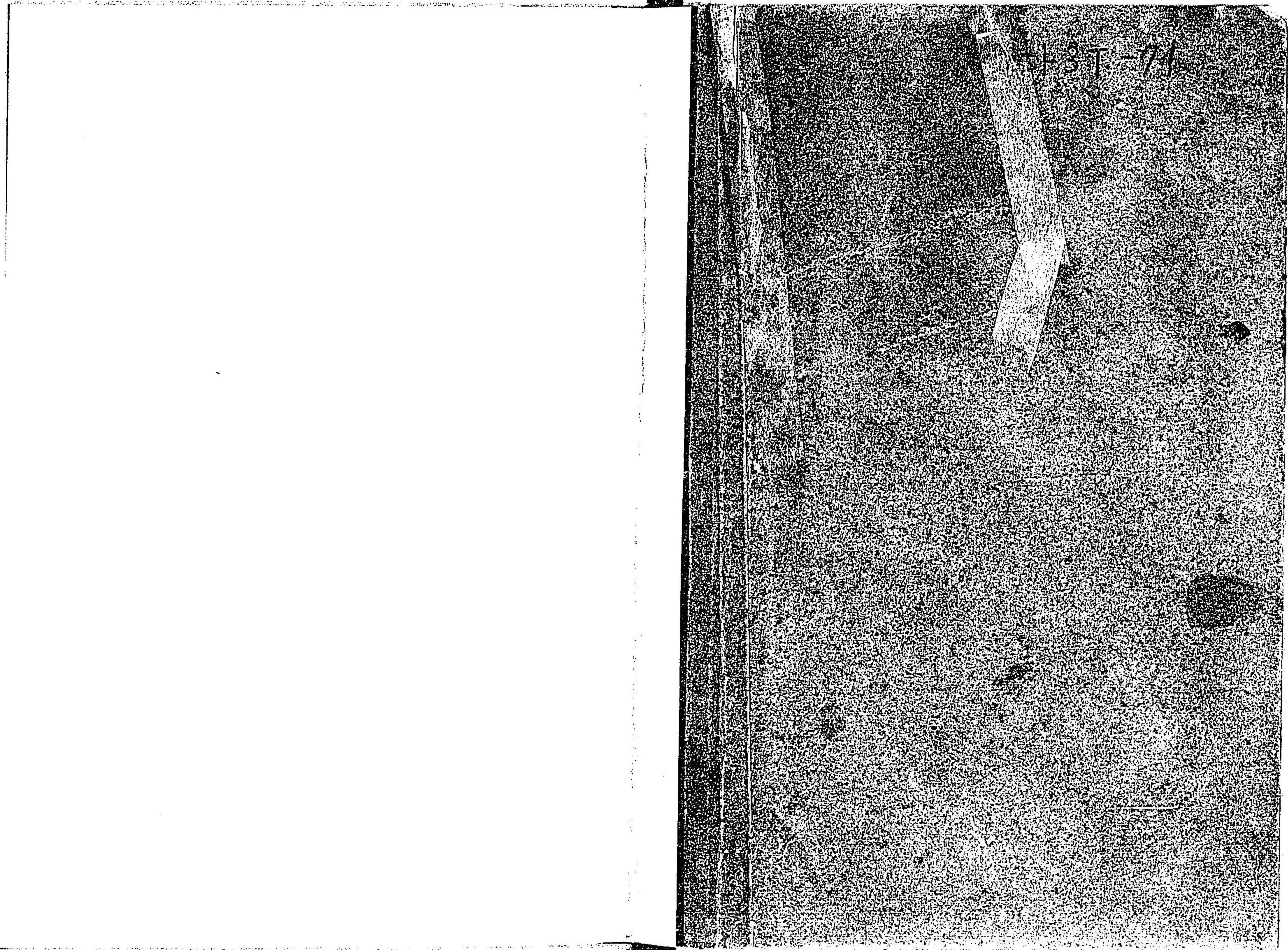
吳市本通り五丁目

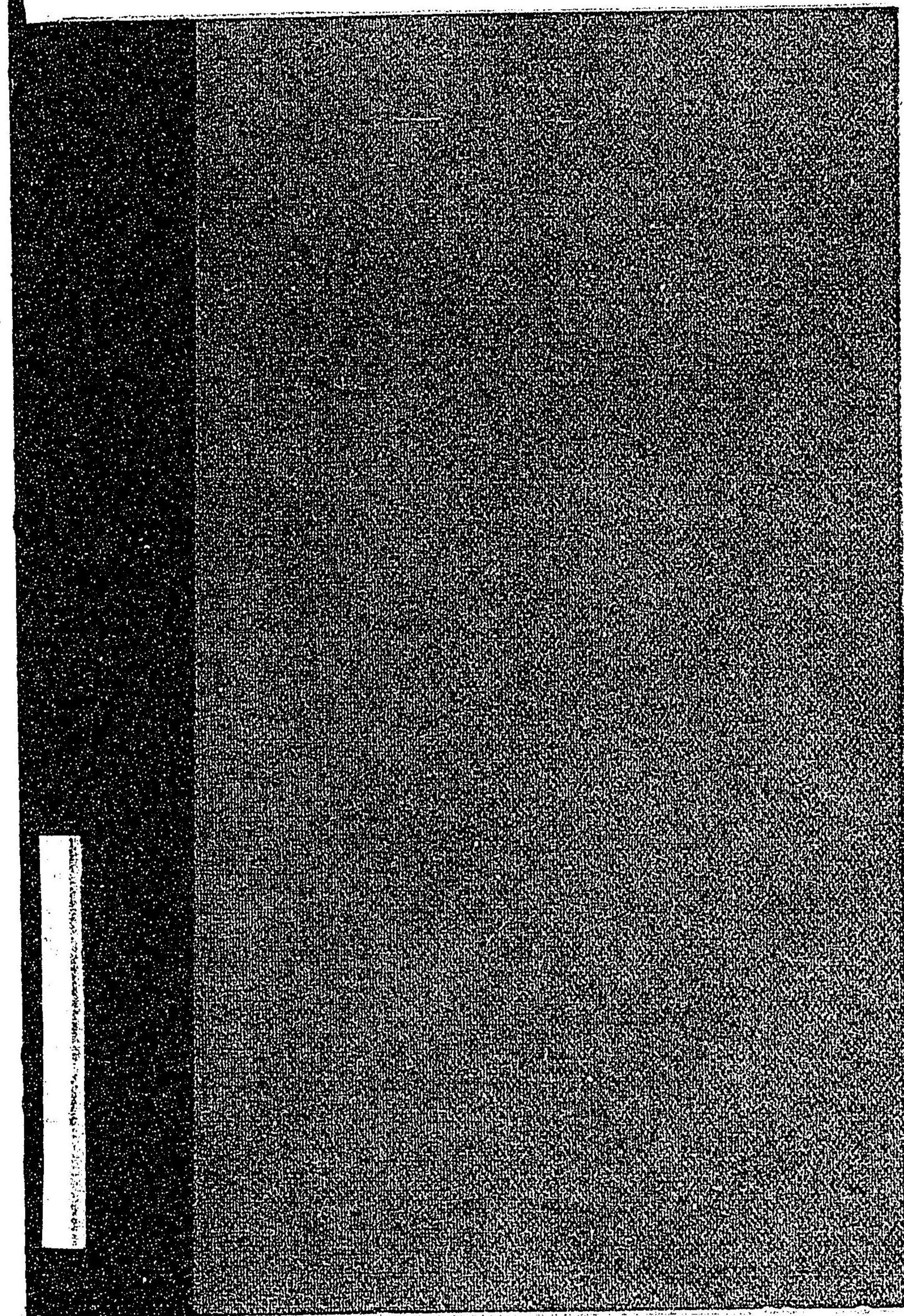
發行所 田嶋商店

吳市本通り五丁目六十八番戸

大阪市西區北堀江下通二丁目六番地

大阪市西區御池橋西詰南へ入





Small, illegible text or markings on a white vertical strip.

31

330

025833-000-0

31-330

呉案内記

池田 幸重/著

M40

ADC-3382

